

地名散歩

第65回 区とは何か

—明治の区・行政区でない区

一般財団法人日本地図センター客員研究員

今尾 恵介

政令指定都市になるためには、長らく「100万人」が事実上の人口要件であったが、今世紀に入ってからの「規制緩和」でおおむね70万人に引き下げられた(地方自治法では50万人以上)。これにより平成17年(2005)に静岡市と堺市が新たに指定され、同19年には新潟市と浜松市、同21年に岡山市、同22年に相模原市、同24年に熊本市が加わって政令指定都市は一気に増加、現在では20に及ぶ。

指定都市には行政区を置くことが定められているが、たとえば横浜市には18、大阪市に24、名古屋市に16という具合に歴史的経緯を反映して多くの行政区がある。横浜市のように指定都市制度が始まった時点で10区であった(昭和2年には5区でスタート)のが、人口急増を反映して次々と分区を繰り返したところもあれば、大阪市や神戸市のように都心

部の人口減少により逆に合区した例もある。言うまでもなく東京都の23区だけは「特別区」で、それぞれが議会を持ち、公選の首長がトップに立っている。

ついでながら、大阪市は日本の都市で最多の24区を擁しており、区の数では東京より多い。ところが東京区部が626.7平方キロに23区なのに対して、大阪市は223.0平方キロに24区だから、東京の1区あたり平均27.2平方キロに対して大阪市は9.3平方キロと3分の1に過ぎない。参考までにフランスのパリ市域はわずか105.4平方キロに20の区(アロンディスマン)がひしめいているから、1区平均にすれば5.3平方キロ。人口は222万人(2014年)で、約231万人(2017年)の名古屋市とほぼ同じと誤解されやすいが、同市が326.4平方キロとパリ市の3倍を超える市域面積を持って



市制施行される以前は郡区町村編制法による「横浜区」であった。左上に初代横浜停車場(現桜木町駅)が見える。
1:20,000 迅速測図「横浜区」明治15年測図(同24年再版)



政令指定都市以外にも区が存在する。姫路市は昭和21年(1946)に合併した際に旧町村名を区とした。余部区・網干区などが見える。1:50,000 「姫路」平成3年修正

いることを考えれば単純に比較はできない。国により「市域」は大きく異なり、中国の重慶市(直轄市)など北海道ぐらゐの面積がある。

日本の行政区画として市が初めて登場したのは明治22年(1889)4月1日のことだが、翌23年2月までに存在した市は、全国でわずか40であった。少ないので全部挙げると、弘前・盛岡・仙台・秋田・山形・米沢・水戸・東京・横浜・新潟・富山・高岡・金沢・福井・甲府・静岡・名古屋・岐阜・津・京都・大阪・堺・神戸・姫路・和歌山・鳥取・松江・岡山・広島・赤間関(現下関)・徳島・高松・松山・高知・福岡・久留米・佐賀・長崎・熊本・鹿児島である。市は府県の総数より少ないため、当然ながら市のない県もあり、昨今では人口集中が著しい関東地方でも栃木・群馬・埼玉・千葉の各県には存在しなかった。

さて、市が誕生する以前の呼称は「郡区町村編制法」の枠組みにおける「区」である。東京府に15区(日本橋区・京橋区・麴町区など)、大阪府に4区(東・西・南・北区)、京都府に2区(上京区・下京区)が置かれた他は、現在の市と同じレベルで仙台区・名古屋区・金沢区・広島区・福岡区といった具合であった。当時の区のエリアは市街地とほぼ同義で、現在のように郊外の農村地帯はまったく含まれていない。

明治22年(1889)に市が誕生してからは、東京・京都・大阪の「三都」は東京市日本橋区や大阪市東区、京都市上京区といった形となり、その他の区は仙台区が仙台市、福岡区が福岡市などと改められている。ただし市制は「殖民地」であった北海道、旧琉球王国の沖縄県については除外され、全国各地に市が誕生した後も札幌区や函館区、那覇区や首里区が存続していく。沖縄県に市制が施行されたの

は大正10年(1921)、北海道は翌11年のことであった。このため函館市電(当時は函館水電が経営)にあった「区役所前」という停留場は、大正11年(1922)に「市役所前」と改称されている(現魚市場通停留場)。

全国に市制が行き渡ってからは、区といえは大都市の行政区のみを指すようになっていくが、市によっては「大字レベル」の区も見られる。最も知られているのが姫路市の区だろうか。終戦直後の昭和21年(1946)3月1日に姫路市が飾磨市・飾磨郡の2町(白浜町・広畑町)、揖保郡の4町村(網干町・大津村・勝原村・余部村)を併せた広域合併を行った際に旧町村エリアをほぼそのまま区とし、飾磨区・広畑区・網干区・大津区・勝原区・余部区の6区が現存している。大字はそのまま継承されたので、たとえば飾磨市清水は姫路市飾磨区清水となった。行政区ではないため、「飾磨区清水」が大字の名称である。

さてこのうち余部区は市域の南西端であるが、そこから北東へ9キロに位置するやはり市内のJR姫新線余部駅とは関係ない。以前は飾磨郡の余部村で(余部の地名は周囲に残っていない)、こちらは昭和29年(1954)に姫路市に編入された。余部区となった揖保郡余部村とは別なので、市内となった余部小学校は同名を避けるために白鳥小学校と改称している。

平成の大合併では、合併に伴って旧村域の埋没を懸念する声が大きかったため「地域自治区」という制度が設けられ、地域の声を反映させる仕組みを設けた。新潟県上越市は平成17年(2005)に周辺の13町村と合併したが、その際に旧町村を名乗る地域自治区が誕生した。たとえば東頸城郡浦川原村のエリアは上越市浦川原区となっている。

今尾恵介(いまお・けいすけ)

1959年横浜市生まれ。小中学時代より地形図と時刻表を愛好、現在に至る。明治大学文学部ドイツ文学専攻中退後、音楽出版社勤務を経て1991年よりフリーライターとして地図・地名・鉄道の分野で執筆活動を開始。著書に『地図の遊び方』(けやき出版)、『住所と地名の大研究』(新潮選書)、『地名の社会学』(角川選書)、など多数。2008～09年には『日本鉄道旅行地図帳』(新潮社)を監修、2009年にはこれに対して日本地図学会より平成20年度作品賞を受賞。現在(一財)日本地図センター客員研究員、日本地図学会評議員

土地家屋調査士 C O N T E N T S

NO. 727
2017 August



表紙写真
「ウミネコ集団～エサ
をねだられて～」

第32回写真コンクール入選
田邊 洋子●高知会

地名散歩 今尾 恵介

03 会長・副会長就任の挨拶

07 第74回定時総会

14 事務所運営に必要な知識

一時代にあった資格者であるために一

第61回 第3部 完全オンライン申請を目指して

オンライン登記推進室 委員 正井 利明(大阪会)

22 ちょうさし俳壇

23 第32回写真コンクール開催

27 愛しき我が会、我が地元 Vol.42

東京会/岡山会

30 横浜市空家無料相談会

33 連合会長 岡田潤一郎の水道橋通信

35 会務日誌

36 第11回つくば国際ウォーキング大会参加報告

38 土地家屋調査士名簿の登録関係

39 公嘱協会情報 Vol.126

41 お知らせ
土地家屋調査士2018年オリジナルカレンダー

42 国民年金基金から

44 土地家屋調査士新人研修開催公告

関東ブロック協議会

44 編集後記

会長就任のご挨拶

会長

おかだ じゅんいちろう
岡田 潤一郎



盛夏の候、皆様におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。また、日頃は、日本土地家屋調査士会連合会の会務運営につきまして、ご理解とご協力をいただいておりますこと、感謝申し上げます。

本年6月20日、21日に開催されました、日本土地家屋調査士会連合会第74回定時総会において、会長に選任いただきました。どうぞよろしくお願い申し上げます。

土地家屋調査士制度は、これまで多くの先輩方の尽力によって支えられ、私たちへと受け継がれ、今日があります。私は、その思いと汗の染み込んだ襦(たすき)を大切に次世代へしっかりとつなぎ渡すことが、私たち現役世代の使命だと常々考えており、その使命を先頭に立って果たさせていただく機会を得ましたこと、誠にありがとうございます。

さて、昨今の社会情勢を見るに、ますます加速する少子化と高齢化に伴い、「被成年後見人所有の土地」、「空き家」、「所有者不明の土地」、「管理放棄された土地」「相続登記未了問題」が顕在化しており、私たちの業務を取り巻く環境は、かつてないほど社会から注目されています。このような、今日的諸問題に迅速・的確・適正に対応するためには、土地家屋調査士の業務処理環境の整備が必要かつ急務であり、「境界紛争ゼロ宣言!!」の下、これらの社会情勢を、土地家屋調査士と国民の皆様を今まで以上に強く結びつける大きな機会と捉えることが大切だと考えています。

具体的には、本年6月9日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2017」いわゆる「骨太の方針」には、所有者を特定することが困難な土地や十分に活用されていない土地・空き家等の有効活用が掲げられておりますが、その一方策である不動産情報基盤の充実を図る上で、昨年に引き続き登記所備付地図の整備や地籍整備が明記されており、その重要性が更に認知されているものと受け止めております。また、法務省・法務局が重点的に取り組んでいる不動産登記法第14条地図作成作業につきましても、その作業項目における委託費積算の見直しが行われ、地図作成予算が大幅に増額されました。登記所備付地図の整備への参画は、私たち土地家屋調査士に与えられた使命でもありますので、積極的に携わっていきたいと考えております。

さらに、所有者不明の土地を隣接地とする土地の分筆の登記等を可能にするための「筆特活用スキーム」は、正に前述に対応した一方策であると考えております。このスキームは、登記申請の依頼者が隣接地所有者の不明により登記申請を断念することのないよう依頼者の期待に応えるためのものであり、申請人代理人が土地家屋調査士に限定されたものであることから、我々土地家屋調査士が積極的に活用することが重要であり、推進していきたいと考えております。

そして、空き家・空き地の流通・利活用における市町村への情報提供などは、地域の土地家屋調査士が積極的に取り組むべき事業であるものと捉え、土地家屋調査士は地域に密着した専門資格者として、法務局との密接な関係を築き、強く連携して、法定相続情報証明制度を活用した相続登記の促進を含め、問題の解消に向けて引き続き取り組みます。

以上のように、社会的諸問題解決の一翼を担う土地家屋調査士制度を取り巻く環境は、刻一刻と変わりつつありますが、太古の時代から、強い者が生き残ったのではなく、環境の変化に対応できた者が生き残ることができたことは歴史が証明しています。私たち土地家屋調査士は、困難な課題・問題に直面しても国民の皆様のために解決できるだけの知恵も、粘り強く取り組めるだけの強い意識も持ち合わせているはずですし、私たちの伝統として「先輩を敬い、後輩を思いやり、同輩を尊重する」土壤も引き継いでまいりました。日本土地家屋調査士会連合会は、これまで進めてきた事業を継続しつつ、積み上げ

てきた事業、提言・要望等の成果を育み、さらに、土地家屋調査士としての専門職能を発揮できる環境の充実・拡充のため、国民の皆様からの声に耳を傾けつつ、まっすぐ取り組み、全国土地家屋調査士政治連盟との連携を図り、役員一丸となって邁進する覚悟であります。

皆様のより一層のご理解、ご協力を賜りますようお願いいたしまして、会長就任の挨拶とさせていただきます。



副会長就任のご挨拶

副会長 かがや 加賀谷 ともひこ 朋彦



この度、第74回連合会定時総会において、副会長に選任され就任いたしました栃木会所属の加賀谷朋彦です。

今回は、岡田新会長の指名副会長として役員改選に臨み、おかげ様をもちまして3期目の副会長職就任となりました。何卒よろしく願いいたします。

私は、松岡会長時代から数えて岡田新会長で4人の会長の下で、連合会会務運営に携わることになります。松岡会長時代から10年ほど経過しましたが、現下の社会状況は、我々の予想をはるかに上回り大きく変化してまいりました。少子化、長寿化等人口の変化に伴い地方から都市への一極集中、土地の所有者不明の増加、管理放棄地の増大、空き家問題等、また、測量分野はもとより、他の多くの分野における技術の革新が進んでいる状況下にあります。そんな中、全国の土地家屋調査士会、そして会員一人一人が一丸となって社会の流れに的確に対応し、意識改革と自己研鑽に努め、土地家屋調査士制度が今後も国民のためになる制度として、更に充実・発展するよう取り組んでいかなくってはなりません。連合会がその先頭に立って、土地家屋調査士の明るい未来に向かって、全国の土地家屋調査士会、そして会員一人一人と力を合わせて、引き続き制度発展のため取り組んでまいりたいと思います。

今後、連合会の役員さん方と一致協力して岡田新会長を支え、「和」をもって連合会会務運営に励んでまいります。

皆様のご理解ご協力を、よろしくお願いいたします。



副会長就任のご挨拶

『土地家屋調査士と制度の将来と鉄道を思う』

副会長 すがわら 菅原 ただお 唯夫



平成25年の連合会定時総会にて初めて連合会副会長に立候補し、2期4年間会務をやらせていただきました。本年6月に行われた連合会定時総会の役員改選においても続けて立候補し3度目の選任いただきましたこと、改めて連合会副会長

として会員の皆様のためになる会務をしていこうと気を引き締めております。

4年前の就任当初から私が思い考えているのは、土地家屋調査士と制度の将来でありますので、このことを中心に全てを考えていこうと決めています。

一概に土地家屋調査士と制度の将来といっても、多義にわたっております。連合会内部のこと、各土地家屋調査士会のこと、外からの環境変化などがあり、これら全てが会員に影響を及ぼします。では、今まで連合会において長期ビジョンがあったかという点につきましては、私としてはあったと考えていますが、役員のお考えの中にだけあって具体的な文字に表したものは無いと思っています。それでは共通認識が出来ないと、長いスパンでの方向性の確認が出来ないために、平成26年度の「制度の将来と研修体系を考える会議」から検討を始め、昨年度「土地家屋調査士と制度のグランドデザイン(委員会案)」を作りました。これは決して私だけで進めたわけではなく、林前会長をはじめ執行部の了解と委員会の皆さんの努力で作上げたものです。

ビジョンは誰にでもあり、人生設計や土地家屋調査士としてのビジョンもあるように、土地家屋調査士や制度に対するビジョンや考えも個々で違うのは当然であります。

報酬の自由化や平成17年の不動産登記法大改正を乗り切ってきたのだから、その場で対応をすればよいというもの一つの考えかもしれませんが、これから先は予想のつかない世の中の動きにより、土地家屋調査士と制度も変化していかなければなりません。

会員の高齢化や減少と会費の減少、多様な事務所形態、業界問題、会の求心力低下、世の中の変化とスピードの速さなどの難問が積み重なっています。

先を進むパイロット(水先人)は連合会がやる仕事と考え、直面する問題にも立ち向かっていきたいと考えております。

連合会役員になる前は乗り鉄だった私にとって新幹線は通勤電車に変わり、ホームで新幹線の発車を知らせる大きな音量と味のないアナウンスにうんざりしながら、2006年11月15日に乗車した大阪発、札幌行きの寝台列車トワイライトエクスプレス(A個室に乗ってフランス料理とワインを楽しんだのが自慢)を思い出します。また一人旅に出て帰ってきたらNゲージの鉄道模型ジオラマを完成させたいと思いを馳せますが、まずは味のある土地家屋調査士として残れる制度の将来設計をしなければと考える毎日です。

副会長就任のご挨拶

副会長 とくら しげお
戸倉 茂雄

過日、第74回定時総会におきまして、連合会副会長職に選任いただきました、戸倉茂雄です。所属会は山口県土地家屋調査士会です。

前期は業務部で、不動産登記規則第93条調査報告書の改定に携わりましたが、その際、いろんな機会を通して、全国の会員の皆さんと接することができましたことは、貴重な経験となりました。ご協力いただいた皆様に心より感謝申し上げます。

今年は、役員改選の年に当たり、林前会長から岡田新会長へと、禪(たすき)が渡され、新たな年度がスタートしました。新しい理事を迎えた7月の理事会では、どなたも意気揚々と、議事に臨まれていました。私もその一人ですが、今期は、広報部と研究所を担当することになりました。



研究所は私にとって初めて関わる部署となりますが、制度や技術の学術的研究等を通じ、「土地家屋調査士」の魅力や新たな可能性について掘り下げることのできる場として、今から楽しみにしています。ものすごいスピードで変化する時代の中で、様々な情報を会員の皆様と共有できるよう、広報部と連携しながら、分かりやすい情報発信を心掛けてまいります。

岡田会長の下、「一人一人の土地家屋調査士が力を付けていくことを強力に支える連合会」となるよう、頑張りたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。



副会長就任のご挨拶

副会長 おの のぶあき
小野 伸秋



この度、全国の皆様の応援を頂き副会長に就任いたしました岐阜会所属の小野伸秋です。

私は平成5年に岐阜会役員を受けてから、これまで全く選挙には縁がなく、ただひたすら土地家屋調査士制度の理想を追求し、自分なりのポリシーをもって突き進んできたので、あまり周りに気配りなく務めてきたのかもしれません。選ばれるという経験は今回が初めてでした。選ばれてみて感じたことは、皆さんが選挙における私の所信表明への思い入れを理解していただき、期待されていることを切に感じ取ることができたということです。これからの2年間、期待を裏切らないように岡田会長の下で副会長として努力してまいりたいと思いますので、ご協力の程よろしくお願いいたします。

さて、こうした期待を背中に背負って、自分なりの夢に向かって進みたいと考えています。そんな中、先日の理事会で私の担当は、制度対策本部と研修部に決まりました。前期まで検討してきました『土地家屋調査士と制度のグランドデザイン』の中でもお話していることですが、第4次産業革命で生き残るためには、より一層専門性を磨くための目標を定めて進みたいと思います。

1つ目の目標は、中央研修所構想です。全国の土地家屋調査士が同じ研修を受けられる環境を整備し、土地家屋調査士が地域によって能力に大差がないようにすることです。

2つ目の目標は、私達が日常申請する不動産表示登記申請によって不動産登記法第14条第1項地図が作成・更新され、維持管理する制度を構築することです。

この2つの目標は、2年間では到底かなうものではありませんが、今日までの10年間で着実に近づいている感覚を肌感じます。自分自身にプレッシャーをかける意味も含めて、こうした目標を有言実行で努力してみます。皆さんも応援してください。

第74回定時総会

平成29年6月20日(火)、21日(水)東京ドームホテル地下一階「天空」において、日本土地家屋調査士会連合会の第74回定時総会が開催されました。総会構成員180名(連合会役員33名、会長48名、代議員99名)、ご来賓の方々および多くのオブザーバーの出席のもと厳粛に開催されました。開会に先立ち物故者に対する黙とう、また「土地家屋調査士倫理綱領」唱和並びに「調査士の歌」が斉唱されました。



岡田潤一郎副会長による開会、林千年会長による挨拶に続いて法務大臣表彰、連合会長表彰状授与及び感謝状贈呈が行われ、ご来賓の盛山正仁法務副大臣よりご祝辞をいただきました。

議長には、司会者である総務部小嶋眞介理事によ

り、近畿ブロック協議会・奈良会会長である貫渡利行氏、九州ブロック協議会・福岡会会長である野中和香成氏が指名されました。また、議長により議事録署名人名には千葉会会長の芝野照敏氏、茨城会会長の菊池清次氏が指名されました。



林会長



貫渡議長(奈良会)・野中議長(福岡会)



盛山法務副大臣

議事の内容は下記のとおりです。

第1号議案

(イ)平成28年度一般会計収入支出決算報告承認の件

(ロ)平成28年度特別会計収入支出決算報告承認の件

第2号議案 役員選任の件

第3号議案 平成29年度事業計画(案)審議の件

第4号議案

(イ)平成29年度一般会計収入支出予算(案)審議の件

(ロ)平成29年度特別会計収入支出予算(案)審議の件

第1号議案終了後、佐藤忠治選挙管理委員長(埼玉会)から選挙管理委員の紹介とこれまでの事務対応経緯報告、会長について定数1名のところ立候補者が2名、副会長について定数4名のところ立候補者が5名であることから選挙となる旨、理事・監事については定数どおりの届出があった旨の説明が行われました。

その後、会長立候補者、副会長立候補者による所信表明が行われました。各立候補者はそれぞれの思いを少ない持ち時間いっぱいに訴えていました。

選挙管理委員長から投票要領に関する説明、投票箱の空箱確認、議場閉鎖、総会構成員の投票権者の確認(179名)がなされ、投票が行われました。

投票箱が施錠され、議場閉鎖の解除宣言が行われた後、各候補者の開票立会人の紹介が行われ、投票に関する事務は終了しました。

翌日の開票の結果、会長に岡田潤一郎氏(愛媛会)、会長指名副会長に加賀谷朋彦氏(栃木会)、戸倉茂雄氏(山口会)、菅原唯夫氏(岩手会)、小野伸秋氏(岐阜会)が選任されました。また理事・監事についても、賛成多数により届出のとおり承認されました。新役員は以下のとおりです。

会長 岡田潤一郎(愛媛会)

副会長 加賀谷朋彦(栃木会) 戸倉茂雄(山口会)

菅原唯夫(岩手会) 小野伸秋(岐阜会)

理事

(会長指名)

佐藤彰宣(札幌会) 山田一博(京都会)

(関東ブロック協議会)

丸山晴広(東京会) 大竹正晃(神奈川会)

松本嘉明(埼玉会) 鈴木泰介(千葉会)

柳澤尚幸(群馬会) 芦澤 武(山梨会)

清野松男(新潟会)

(近畿ブロック協議会)

東 良憲(奈良会) 北村秀実(滋賀会)

(中部ブロック協議会)

小嶋真介(愛知会) 山崎勇二(福井会)

今瀬 勉(岐阜会)

(中国ブロック協議会)

藤本 睦(広島会) 金関圭子(岡山会)

(九州ブロック協議会)

日野智幸(福岡会) 山口賢一(長崎会)

(東北ブロック協議会)

高橋一秀(宮城会) 土井將照(福島会)

(北海道ブロック協議会)

浅野裕士(札幌会) 山谷正幸(旭川会)

(四国ブロック協議会)

三田哲矢(高知会) 徳永 哲(愛媛会)

(日本土地家屋調査士会連合会)

林 亜夫(学識経験者)

監事

加藤幸男(大阪会) 近畿ブロック協議会

針本久則(長崎会) 九州ブロック協議会

新村 実(日本土地家屋調査士会連合会)

監事の職務を代理する者

桑田 毅(札幌会) 北海道ブロック協議会

笠原 孝(千葉会) 関東ブロック協議会

島田裕己(富山会) 中部ブロック協議会

今井秀明(広島会) 中国ブロック協議会

小林要蔵(青森会) 東北ブロック協議会

多田 努(香川会) 四国ブロック協議会

続いて、岡田潤一郎新会長より名誉会長に林千年前会長を推戴したい旨の提案があり、承認されました。

以上、慎重審議の下、第3号議案、第4号議案を含め全て執行部案をもって承認可決されました。

議事終了後、勇退される林会長に花束の贈呈が行われ、新役員を代表して岡田潤一郎新会長よりご挨拶があり、土地家屋調査士制度発展のため立候補された方々に、敬意の言葉を述べられました。「外はどしゃ降りです。私の人生の節目は必ず雨でした(結婚・子供・新築)。今朝起きて、ひょっとしたら神様が…」との言葉が印象的で、強い意志が天候をも左右するのではないかと感じました。また「土地家屋調査士の未来という襷(たすき)をつないでいただいたと感じ

ている。この襷をチーム日調連の皆でつなぎながら、土地家屋調査士の未来という扉を開き続けたい。」と意気込みを述べられました。旧役員の方々は二年間本当にありがとうございました。また新役員の方々には新会長の言葉にもありましたように、旧役員の方々から受け継いだ襷を上手につないでいかれることに期待しています。

最後に、平成29年度の事業方針大綱と制度対策本部及び各部の事業計画を紹介して定時総会の報告とさせていただきます。



岡田新会長と新副会長

平成29年度事業方針大綱の概要

平成29年度事業方針大綱

ますます加速すると思われる少子高齢化に伴い、「被成年後見人所有の土地」、「空き家」、「所有者不明の土地」、「管理放棄された土地」が顕在化しており、また、起こり得る自然災害等の今日的諸問題に迅速・的確・適正に対応できるようにするためには、土地家屋調査士の業務処理環境の整備が必要かつ急務である。

日本土地家屋調査士会連合会は、グランドデザインに基づく基本計画等を作成して、土地家屋調査士制度の更なる充実発展を目指し、時代に即応した不動産の表示に関する専門家としての登記制度及び法改正や職域拡充への提言も視野に入れ、各土地家屋調査士会との連携の下に邁進していくこととする。

平成29年度の事業については、これまで進めてきた事業を継続しつつ、積み上げてきた事業、提言・要望等の成果を育て、さらに、社会的諸問題解決の一翼を担う土地家屋調査士としての専門職能を発揮できる環境の整備・充実のため、全国の土地家屋調査士会の英知を結集して、土地家屋調査士政治連盟との連携を図りながらその実現に向けて、主に次の項目に基づいて、平成29年度事業方針大綱を策定する。

1 土地家屋調査士の「調査権限の強化」と「業務処理環境の改善」

土地の境界紛争を未然に防止するための能力担保として、土地家屋調査士による筆界の調査能力を向上させ、業務における調査権等を獲得するため、筆界確認時の「立会要請」、「立会代理」の業務を法改正等により明文化することを見据えて、土地境界確認に関する法律行為の代理を行う能力を制度の中に位置づける施策の実現を目指して行動する。

また、土地家屋調査士が行うにふさわしい関連・附随業務を日常業務において積極的に取り入れ、さらに、地理空間情報の活用推進政策を視野に入れた測量技術・手法の向上等の環境整備を研究し、併せて筆界情報共有化のための環境整備の研究と不動産に係る基礎資料としての基盤情報の構築を通じて、社会から求められる業務領域の拡充を図る。

2 「境界紛争ゼロ宣言!!」の継続的発信

変化する時代のニーズに合った専門家として、全国の会員一人一人が日々研鑽し、情報を共有して、組織力を強化し、土地家屋調査士会の自律・自治機能の向上と協力の下、「境界紛争ゼロ宣言!!」を社会

に根付かせるように発信し続けて、土地家屋調査士制度の社会的認知の向上を図る。

また、土地家屋調査士会員は継続的な自己研鑽と研修により専門資格者としての能力担保を維持していること、併せて、筆界特定制度や土地家屋調査士会ADRによる土地の境界紛争を解決する情報と手法を有していることを、会員自らが自覚と矜持を持って、日常業務を通じて国民に示すことができるよう、内外への啓発活動を進める。

3 表示登記制度への継続的な提言と運用

オンラインによる不動産の表示に関する登記申請の利用を更に促進するとともに法定添付情報の原本提示省略等の運用改善、負担軽減を求め、完全オンライン化を目指すための具体的方策を引き続き提言する。

また、登記官が、不動産登記規則第93条ただし書に規定する土地家屋調査士が作成する調査報告書を最大限に活用して、真に実地調査を行うべき事件と省略することができる事件とを的確に峻別できるように、調査報告書の真正担保への認識が土地家屋調査士会員に浸透するよう努め、国が進める不動産表示登記事務の適正・効率化に寄与する。

さらに、筆界特定制度について、土地家屋調査士は筆界調査委員として、利用者である国民からの信頼と期待により一層応えていく必要があることから、引き続き、更なる適正かつ迅速な事件の処理を目指すとともに土地家屋調査士会ADRとの連携を模索する。

4 地図づくりへの貢献

政府の「経済・財政運営と改革の基本方針2016」いわゆる骨太の方針において、地籍調査事業と同様に、本文に登記所備付地図の整備の充実等が明記され、その重要性が各方面に広く認識されるようになってきたことをもとに、「登記所備付地図作成作業第2次10か年計画」を強力に推し進めるため、公共調達、競争入札の促進方策について、効率のよい多様な受託体制をとり、適正な業務を適切な報酬で応札できるよう健全な受託体制を整えて、土地家屋調査士が地図づくりに積極的に参画するよう推進する。

また、地籍調査関連事業への参画強化に取り組み、引き続き、国土調査法第19条第5項の指定を利用して、土地家屋調査士の日常業務の成果を活用した地図づくりを推し進める。

5 公共・公益的な視点からの社会貢献

所有者不明土地問題については、国土交通省を事務局とする「所有者の所在の把握が難しい土地への対応方策に関する検討会」の最終取りまとめにおいて、これらの問題の更なる拡大を防ぐためには相続登記を促進することが重要であることが改めて確認され、地図整備と同様に骨太の方針に記載された相続登記の促進に関する説明会への参加や、空家等対策としての市町村への情報提供など、引き続き、法務省、関連団体等との連携を図り、土地家屋調査士会及び土地家屋調査士政治連盟の協力の下、地域における社会貢献を積極的に推進する。さらに、所有者不明土地を隣接地とする分筆の登記等を可能にするため、申請代理人を土地家屋調査士と限定された新たな筆界特定制度の活用(筆特活用スキーム)について、社会のツールとして定着するよう積極的な活用を推進する。

また、高齢化社会における国家的問題点を踏まえ、国民に対する法的サービス提供の一つとして、土地家屋調査士による成年後見制度への取組についての検討を継続する。

平成29年度各部等事業計画

制度対策本部



岡田副会長

日本土地家屋調査士会連合会制度対策本部規則第3条に規定する土地家屋調査士制度、不動産登記制度、司法制度及び地図に関する事項等で緊急な対応が求められる課題について、全国土地家屋調査士政治連盟及び関連団体とも連携を図り、各界・各分野から情報を収集・分析し、連合会の目的達成に必要な事項について、適時、適切な活動を行うこととする。

1 制度基盤の拡充を図るための具体的方策の策定と展開

- (1) 「境界紛争ゼロ宣言!!」の継続的発信
- (2) 所有者不明土地問題・耕作放棄農地等への対応

2 土地家屋調査士制度改革の推進

- (1) 土地家屋調査士制度環境への対応
- (2) 土地家屋調査士業務拡充への対応
- (3) 業務情報公開システムについての検討

3 資格者制度の改変に関する情報の確実な捕捉と適切な対処

- (1) 成年後見制度への取組方策についての検討
- (2) 国の政策への対応

4 民間紛争解決手続代理関係業務に関する課題対応

5 土地家屋調査士制度のグランドデザイン対応

6 制度対策戦略会議の有機活用

7 大規模災害からの復興支援と防災体制の強化

8 国際化への対応及び学識者との共同研究

9 研究所の研究成果の実現化へ向けた諸施策

10 区分建物に関する検討と対応

11 その他緊急課題への対応

総務部



金子総務部長

1 土地家屋調査士会及び会員の指導並びに連絡に関する事項

- (1) 関係法令、会則、諸規程等の検討・整備
- (2) 土地家屋調査士会の自律機能強化の支援
- (3) 非土地家屋調査士による法令違反行為への対応
- (4) 大規模災害対策に関する検討

2 連合会業務執行体制の整備・充実

3 オンライン登記申請への対応

4 民間認証局に係る登録局の適正な運営

5 情報公開に関する事項

6 会館の管理に関する事項

財務部



山本財務部長

1 財政の健全化と管理体制の充実

- (1) 中長期的な財政計画の検討
- (2) 予算執行の適正管理

2 福利厚生及び共済事業の充実

- (1) 親睦事業の検討及び実施
- (2) 各種保険への加入の促進及び共済会事業への支援
- (3) 土地家屋調査士国民年金基金への加入の促進

3 土地家屋調査士会の財政面における自律機能の確保

業務部



戸倉業務部長

1 土地家屋調査士業務に関する指導及び連絡

- (1) 「調査・測量実施要領」に関する事項
- (2) 不動産登記規則第93条に規定する不動産調査報告書に関する事項

2 筆界特定制度に関する事項

- (1) 筆界特定制度と土地家屋調査士会 ADR との連携
- (2) 筆界特定制度の検討及び指導

3 登記測量に関する事項

- (1) 登記基準点についての指導・連絡
- (2) 土地家屋調査士会と日調連技術センターの連携
- (3) 会員技術向上の検討及び指導

4 土地家屋調査士調査・測量実施要領の改訂

- (1) 執務規程及び調査・測量実務要領の作成作業

研修部



野城研修部長

1 研修の企画・運営・管理・実施

- (1) 専門職能継続学習の運用
- (2) 新人研修の実施・検討
- (3) eラーニングの拡充・整備と運用
- (4) 研修体系及び研修の充実の検討
- (5) 研修情報の公開の活用・推進
- (6) 研修用教材の運用・更新

2 土地家屋調査士特別研修の支援と受講促進

3 ADR 認定土地家屋調査士の研修の検討と啓発

広報部



古橋広報部長

1 広報に関する事項

- (1) 制度広報に関する事項
- (2) 社会広報に関する事項
- (3) 各土地家屋調査士会広報部との連携

2 会報の編集及び発行に関する事項

- (1) 土地家屋調査士業務の充実に関する情報発信
- (2) 社会・経済情勢の変革が土地家屋調査士の制

- 度と業務に及ぼす影響についての情報発信
(3) 土地家屋調査士会の実施する事業等についての紹介

3 情報の収集に関する事項

- (1) 土地家屋調査士制度に関する情報収集
- (2) 国際的な視野での土地家屋調査士業務環境に関する情報収集
- (3) 災害への対応及び災害復興に関する情報収集

社会事業部



佐藤社会事業部長

- 1 公共嘱託登記の環境整備に関する事項
 - (1) 受託体制の整備
 - (2) 嘱託登記業務発注の情報収集・啓発
- 2 地図の作成及び整備等に関する事項
 - (1) 登記所備付地図の作成及び整備
 - (2) 建物所在図作成の事業化に向けた対策
 - (3) 国土調査法第19条第5項指定の利用の推進
- 3 土地家屋調査士関連業務の拡充に関する事項
- 4 土地家屋調査士会ADRセンターに関する事項
- 5 その他公共・公益に係る事業の推進に関する事項
 - (1) 空家対策等の検討
 - (2) 防災関係の情報収集及び提供

研究所



小野研究所長

- 1 表示登記制度及び土地家屋調査士の業務と制度の充実にに関する研究
 - (1) 土地法制に関する研究
 - (2) 測量技術に関する研究
 - (3) 法整備に関する研究
 - (4) 土地行政に関する研究
- 2 諸外国の地籍制度等の実態に関する研究
- 3 地籍に関する学術的・学際的研究
- 4 自然災害等における非政府組織の国際協力のネットワークの確立
- 5 地籍問題研究会及び関連学術団体等との連携強化
- 6 会長から付託された事項の研究
- 7 制度対策本部との連携

土地家屋調査士特別研修運営委員会

- 1 第12回土地家屋調査士特別研修の運営・管理・実施
- 2 第13回土地家屋調査士特別研修の計画・運営・管理・実施
- 3 第14回土地家屋調査士特別研修以降の計画

広報員 久保 智則(長野会)

事務所運営に必要な知識

—時代にあった資格者であるために—

第61回 第3部 完全オンライン申請を目指して

オンライン登記推進室 委員 正井 利明(大阪会)

はじめに

前回までは、ごく基礎的なオンライン申請や申請用総合ソフトを使った申請情報の作成と特例方式による申請について説明をしてきましたが、最終回である今回は、いよいよ添付情報を電子化した高度なオンライン申請について説明をすると同時に、事務所保管資料のデジタル化についても少し触れたいと思っています。これまでも何度か、オンライン申請のメリットは添付情報の電子化のその先にあると説明してきましたように、実はここからが「本番」なので、もうしばらくお付き合いください。

最初にお断りしておきますが、添付情報を電子化する方法は一つや二つではありません。当然、利用可能なハードウェアやソフトウェアも多数あり、紙面の都合上その全てを説明することはできません。ですので、代表的なものに絞って説明にならざるを得ないことだけは、あらかじめご理解くださいますようお願いいたします。

1. 添付情報の電子化こそがオンライン申請のメリットを生む

(ア) 申請情報を送るだけではメリットがない

前はオンライン申請の第一歩として、申請情報だけを送信するオンライン申請について説明をしましたが、読んでいただいておりますように、(a)進捗状況に応じてメールが送られてくる、(b)申請情報そのものに補正があった場合は法務局に行かずに補正ができる、というぐらいのメリットしかありません。パソコンの環境設定が非常に簡単になったとはいえ、申請用総合ソフトの操作方法を習得する手間暇等を考えると、デメリットの方が先行する印象を受けてしまいます。

(イ) 添付情報を電子化すればするほどメリットは確実に増える

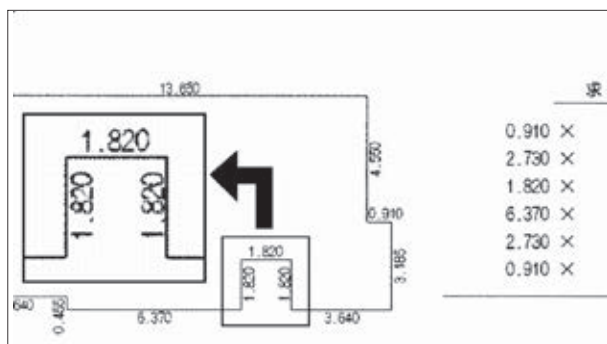
オンライン申請のメリットの多くは、添付情報を電子化することによってはじめて享受することができる仕組みになっています。そして、添付情報をより多く電子化すればするほど、様々なメリットが得られ、何よりも時間と労力、経費の無駄が省けます。以下ではこれらについて更に細かく見ていきましょう。

2. 図面類を電子化することのメリットなど

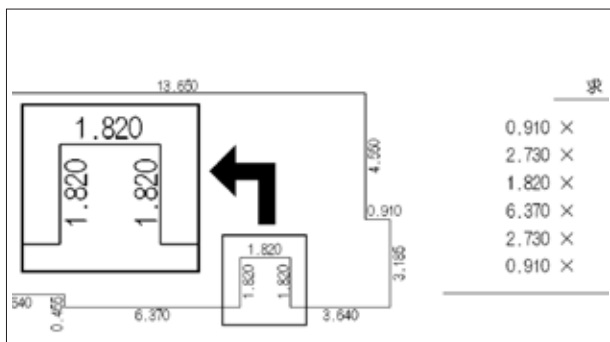
(ア) 電子化した図面はこんなに綺麗

スキャナでスキャンした図面と、電子化して登記された図面では、その美しさが格段に違います。線はくっきり、文字もはっきり、枠線の歪みもありません。もちろんゴミの映り込みやガラス面の傷が映り込むということもありません。

地積測量図や各階平面図などは、法務局で長期間保存・公開されるものであり、いわば土地家屋調査士の「顔」のようなものです。それが「イマイチ美しくない」というのは、「見た目が9割」ともいわれる現実社会において、非常に残念なことだとは思いませんか？



法務局でスキャンされた場合の例



デジタルのまま登録された例

(イ) 電子化した図面を添付するのは特権

電子化した図面を添付するには、オンライン申請を選択するしかありません。すなわち、電子化された綺麗な図面を登録・公開することはオンライン申請をする者だけに与えられた特権だといえます。これまで「事務所が法務局の近くだから」という理由でオンライン申請をしてこなかったという方は、実は大変な損をしていたということになります。

これからでも遅くはありません。これからは、是非ともオンライン申請に電子化した図面類を添付し、綺麗な図面データを登録・公開してください。

(ウ) 補正が簡単

図面だけというわけではありませんが、図面類をはじめとする添付情報を電子化して添付したという場合には、もし添付情報に補正があっても、補正後の添付情報を補正情報に添付して再度送信するだけで補正が完了します。特例(別送)方式の場合よりも明らかに時間と経費の節約になります。この点も添付情報の電子添付による見逃せないメリットです。

3. 具体的な図面ファイルの作成

(ア) TIFFにするかXMLにするか

図面ファイルの形式には、TIFF (画像)形式とXML (文書)形式の2通りが選択できます。各形式の特徴はさておき、これから図面の電子化に挑戦するという方は、基本的に初期投資が不要(多くの登記測量CADシステムでオプションソフトが不要)であり、作図トレーニングも不要なTIFF形式に挑戦してみてください。また、TIFF形式なら様式チェッ

クをするための専用ソフト(※)も無償で公開されていますので、不注意で補正となるリスクも最小限に抑えることができます。

(※)フリーソフト「Tif_CHK」を後で詳しく説明。

なお、図面ファイルに付けるべき名前は、あらかじめ決まってきますので、図面ファイルを保存する際には気を付けてください。ファイル名が適切でないと、必ず補正になります。

○参考URL：

<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji101.html>

(不動産登記規則第73条第1項の規定により法務大臣が定める土地所在図等の作成方式)

(イ) 図面ファイルの作成(TIFF形式の場合)

TIFF形式の図面を作成するには、これまでと同じようにCADで作図した後に「TIFF形式で画像出力」を選択するだけです。(画像での図面出力方法については、ソフトごとに異なりますので、それぞれがお使いのCADベンダーにお問い合わせください。)

ただし、その仕様は以下のように決められていますので、出力の際にきちんと設定しておく必要があります。

項 目	仕 様
圧縮形式	Group4
ページ数	1 ページ
用紙サイズ	B4 (257 mm × 364 mm)
解像度	400 dpi
画素数	省略不可
色数	2 色
画素の記録方向	左上から水平方向 (オリエンテーションタグ=1)
データサイズ	300 KB 以下

(ウ) 図面ファイルから図面XML署名ファイルを作成

図面ファイルが完成し、様式的にも問題のないことが確認できたら、その図面ファイルから図面XML署名ファイルを作成します。これには専用のツールが必要ですが、土地家屋調査士電子証明書で

のみ利用できる「図面XML署名ツール」が、連合会ホームページの会員の広場で無償公開されていますので、通常はそれを利用してください。

法人の場合については、図面XML署名ファイルの作成時にも法人の電子証明書を使う必要がありますが、連合会が提供している図面XML署名ツールは、残念ながら法人の電子証明書では利用することができません。複数社から法人電子証明書でも図面XML署名ファイルを作成できるツールが市販されているという情報がありますので、ネットを検索してみてください。

なお、市販のXML署名ツールは、連合会として利用を推奨しているわけではありません。また、動作確認・検証をしているわけでもありませんので、その点はご了解の上でご利用ください。

(エ) 図面類を添付する際の注意点

図面ファイルと図面XML署名ファイルは、両方そろって初めて本人確認と改ざん有無の確認ができる仕組みになっています。申請情報に添付する際には、図面XML署名ファイルのみを添付するのではなく、図面ファイルと図面XML署名ファイルの両方を必ずペアで添付するようにしてください。いずれか片方しか添付していない場合には必ず補正となります。

4. PDFファイルの取扱い

(ア) 添付情報としてのPDFファイルを作成する

図面以外の添付情報は、全てPDFファイルに変換して添付する必要があります。ここでは添付情報を電子化する技術と知識が不可欠となります。「電子化する技術と知識」と聞いて、「わざわざオンライン申請のためだけに面倒くさそう」と感じた方、それは誤解です。

文書のデジタル化が急速に進んでいる昨今、PDFファイルは取引先との情報交換をはじめ、さまざまな場面で利用されていますので、PDFファイルを取り扱う技術や知識はオンライン申請のみならず、日常業務、日常生活(町内会やPTA活動など)でも利活用の中が非常に広いものです。躊躇せず前向きに取り組んでください。

① デジタル文書はそのままPDFファイルに変換

不動産登記規則第93条ただし書に規定する不動産の調査に関する報告に係る報告書(いわゆる不動産登記規則第93条調査報告書)など、パソコンで作成したデータは、専用ソフトで直接PDFファイルに変換しましょう。そうすることによって、一旦印刷したものをスキャンするよりも、(a)格段に美しく、(b)非常にコンパクト(ファイルサイズが小さい)なPDFファイルに変換することができます。

連合会が無償で提供している「不動産登記規則第93条不動産調査報告書作成ソフト」もそうですが、昨今では、独自にPDF出力機能を持つソフトも少なくありません。バージョン2010以降のWordやExcelにも、この機能は搭載されています。こういった機能がないというソフトである場合には、別途それ専用のソフトを用意する必要があります。

有償のAdobe Acrobatを持っている方は、印刷の際にプリンタとして「AdobePDF」を選択することによってPDFファイルに変換することが可能です。また、有償のAdobe Acrobatを持っていないという方は、フリーソフト(※)が多数ありますので、それを利用するとよいと思います。

(※)一例として「CubePDF」を後で詳しく説明。

② 書面で存在するものはスキャンでPDFファイルに変換

書面で存在するものは、スキャナ又は複合機のスキャン機能でPDFファイルに変換します。今時の複合機であれば、家庭用のものでさえPDFファイル変換機能が内蔵されている状況ですので、事務用の複合機であれば、ほぼ間違いなくスキャン画像をそのままPDFファイルに変換できると思います。

なお、法務省ではPDFファイルの作成に特定のソフトを指定(推奨)していますが、複合機の搭載機能でPDFファイルを作成したことが直接の原因で補正になったという事例を(少なくとも私は)聞いたことがありませんので、この点について過度に神経質になる必要はないと思います。

スキャンするときには、解像度を200 dpiから300 dpi程度にしてスキャンすれば法務局登記官の側でも読取りに支障はないと思われます。

(イ) PDFファイルをまとめる

① 申請情報に添付する前にひとまとめにしておく
既に説明したようにPDFファイルの入手経路は、パソコンからPDFファイルに変換する、複合機でPDFファイルに変換する、元々PDFファイルで存在する、というように複数あるのが普通であり、そうなりますと、PDFファイルはバラバラに存在することになります。

申請情報に添付する際、PDFファイルはバラバラでもかまわないのですが、ファイルごとに電子署名を付与するのは面倒ですし、後々のデータ管理のことを考えても、添付する前にまとめておく方が便利です。

② PDFファイルは一つにまとめてもよい

本稿執筆時点の法務局では、オンライン申請が受け付けられると同時に、全ての情報がプリントアウトされ、それを基に登記官の調査が進められる仕組みになっています(今後、この仕組みは変更される可能性があります)。すなわち現時点では、添付情報毎に添付ファイルを分けていようと分けてなかろうと、法務局で印刷されたものにはまったく差がないということになります。添付情報は一つのPDFファイルにまとめておき、それに電子署名を付与すればよいということになります。

ただし、現行制度では1申請で送信できるデータ容量は合計10MBまでとされていますので、それを超えるようなまとめ方はしないように気を付けてください。

筆者のお勧めは添付情報の種類ごとにまとめる方式で、これだと容量オーバーの場合の取捨選択が容易になります。

③ PDFファイルをまとめるにはソフトが必要

複数のPDFファイルを一つにまとめるためには、そのためのソフトが必要です。有償のAdobe Acrobatを持っている方はそれを使えば、簡単にまとめることができます。持っていないという場合には、フリーソフト^(※)でも対応が可能です。使ってみれば分かりますが、非常に簡単で日常業務でも大いに活躍します。

(※)一例として「CubePDF Utility」を後で詳しく説明。

(ウ) PDFファイルに電子署名を付与する

① 無償のAdobe Acrobat Reader DCだけでOK
その昔、PDFファイルに電子署名を付与するには有償のAdobe Acrobatと電子署名プラグインソフトが必要でした。しかし、電子証明書がファイル形式になってからは、無償のAdobe Acrobat Reader DC又はAdobe Reader XI(以後二つをまとめて「Reader DC等」と表記)だけで電子署名を付与することが可能になっています。しかも、Reader DC等をインストールした後は面倒な環境設定が一切不要です。

電子署名を付与する方法につきましては、連合会ホームページの会員の広場で画像入りの詳しい手引書が公開されていますので、それを参考にしていたければ、それほど難しいことはありません。

② 一つのPDFファイルに1回署名を付与すればよい

複数ページのPDFファイルであっても、1つのPDFファイルには1回だけ電子署名を付与すれば良いことになっています。書面の場合のように「割印」に相当するものは必要ありません。電子署名の付与は一瞬で終わりますので、副本としてのコピーを複数作成しなければならない原本還付手続に比べると圧倒的に手間が省けます。

③ 自分で付与した電子署名の検証は不要

Reader DC等で署名を付与した直後に「少なくとも一つの署名に問題があります。」という注意メッセージが表示されることがありますが、電子署名の検証はオンライン申請システム内で行われますので、申請代理人側で電子署名の検証を行う必要はありません。メッセージを読んで不安を感じる方がいらっしゃるかもしれませんが、この注意メッセージは気にせずに見捨ててください。

5. 添付情報の電子化をサポートするフリーソフト

(ア) 図面TIFFファイルの様式チェック

図面ファイルをTIFF形式で作成し、添付したいという場合、事前に様式のチェックをしておくと、無用の補正の指示を避けることができます。それには「Tif_CHK」というフリーソフトを使うと便利です。このソ

フトは現役の土地家屋調査士でもある新潟県土地家屋調査士会の本間清弥先生が、土地家屋調査士の目線で土地家屋調査士のために作成したフリーソフトです。使い方も非常に簡単ですからお勧めします。

○URL：

<http://www.vector.co.jp/soft/dl/winnt/business/se479953.html>

このソフトは、インストールが不要で、ダウンロードしたファイルを解凍(展開)するだけで使えるようになります。詳しい使い方等についてはソフト添付のヘルプファイルを参考にしてください。

※フリーソフトのご利用に関しましては、自己責任にてお願いいたします。

(イ) PDFファイルの作成

有償のAdobe Acrobatには、PDFファイルを作成する機能がついていますが、無償のReader DC等にはそのような機能がありません。しかし、フリーソフトを使えばPDFファイルの作成も問題なくできます。一例として「CubePDF」というソフトがありますので、有償のAdobe Acrobatをお持ちでないという方はお試しください。と思います。

○URL：

<http://www.cube-soft.jp/cubepdf/>

このソフトは、プリンター一覧に表示されますので、それを選んで印刷操作をするだけでPDFファイルを作成することができますようになります。法務省のお墨付きがあるソフトではありませんが、このソフトでPDFファイルを作成したことが原因で問題が発生し、補正が指示されたという事例は、私が知る限りでは今までありません。

※フリーソフトのご利用に関しましては、自己責任にてお願いいたします。

(ウ) PDFファイルの結合・分割・ページ編集

パソコンのデータから作成したPDFファイル、スキャナで作成したPDFファイル、元々PDFファイルとして存在する資料などが混在すると、当然バラバラのPDFファイルとして存在することになります。添付情報としてのPDFファイルは事前にひとまとめにしておくこと、電子署名の付与回数も1回で済みますし、データを管理する上でも都合がよくなります。

複数のPDFファイルはソフトウェアで一つのPDFファイルにまとめることができます。有償のAdobe Acrobatを持っている方は、それを使えば簡単です。持っていないという方はフリーソフトが公開されていますので、それを使うとよいと思います。一例として「CubePDF Utility」というソフトがありますので、有償のAdobe Acrobatをお持ちでないという方はお試しください。と思います。

○URL：

<http://www.cube-soft.jp/cubepdfutility/>

また、有償のAdobe Acrobatや「CubePDF Utility」を使えば、ページの順番の入れ替えや特定ページの削除なども非常に簡単にできますし、一旦結合完了後に編綴し忘れたPDFファイルに気が付いたという場合でも、再結合が簡単にできます。

※フリーソフトのご利用に関しましては、自己責任にてお願いいたします。

6. 法定外添付情報事後提示省略制度の活用

(ア) 法定外添付情報事後提示省略制度とは

委任状や所有権証明書、合筆登記の際の印鑑証明書のように、法令上(先例や通達も含む。)添付が規定されている法定添付書面以外のもの、例えば筆界確認関係書面などを法定外添付情報と定義しています。その上で、オンライン申請の利用促進の観点から、オンライン申請を利用する場合に限って、これらを電子化して添付すれば、不動産登記令13条2項で規定されている原本の事後提示を省略できるという取扱いを「法定外添付情報の事後提示省略制度」と呼び、この取扱いは既に平成27年6月1日から始まっています。

法定外添付情報に該当する書面であれば、電子化して添付するだけで、事後の提示が原則として不要となりますので、原本を持参する(又は郵送する)必要がなくなります。

(イ) 返却書類をゼロにする努力の重要性

① 「三方よし」を実現するために

返却書類がなくなれば、依頼人は登記が完了した時点で次のステップに進むことができますし、返送に必要な郵送費の負担が軽くなります。申請代理人

は書類返却のための手間暇が不要となり、原本を汚損したり紛失したりするリスクが大幅に低減できます。法務局では書類返却のための手間暇が不要となり、その分だけ更に登記業務を円滑に進めることが可能になります。このように返却書類をゼロにすることで、「三方よし」を実現することができるのです。

委任状の電子化が困難な現状では、書面で存在する委任状は最低でも申請後に郵送又は持参して登記官に提供する必要がありますので、往路では完全にオンラインだけで完結することは難しいと思います。しかし、法定外添付情報の事後提示省略制度を最大限活用すると、返却書類をゼロにすることは不可能ではありません。すなわち法令が改正されていなくても、復路については完全オンライン申請を実現する余地があり、それは関係者全員にとって非常にメリットが多いということです。

② 完全オンライン申請のための肩慣らし

今の状況から考えると、近い将来、法令の改正により完全オンライン申請が可能になるでしょう。そうなることが分かっているながら準備しないというのは、専門家としての資質が問われそうです。いざ始まってから慌てないように、ボチボチでもかまいませんから準備を進めていきましょう。この準備が来るべき完全オンライン申請時代へのウォームアップになります。試合開始と同時に全力投球ができるように、肩慣らしというわけです。

③ 登記完了証も登記識別情報もダウンロード方式で

返却書類が登記完了証だけである場合には、ダウンロード方式で登記完了証を入手して、同用紙に印刷するなどすれば、何ら問題はありません。また、登記識別情報につきましてもダウンロード方式で入手し、印刷・交付する方法に工夫をすれば、リスクは最小限に押さえることができるでしょう。なお、登記識別情報ファイルはパスワードで守られていますので、デジタルのままCD-R、USBメモリやSDメモリカード等といった媒体での成果納品も検討の余地があります。

登記完了証はさておき、登記識別情報に関してはダウンロードでの入手に、現時点では抵抗があるかもしれませんが、近い将来法令が改正され、完全オンライン申請が可能になったときのことを考えると、登記識別情報通知書を法務局に交付してもらうためだけに法務局に出向したり、レターパックや切

手を事前に手配したりするのは、実際おかしな話だとは思いませんか？

7. 完全オンライン申請を目指して

(ア) 添付情報の徹底的な電子化が鍵となる

完全オンライン申請の前提は、添付情報の徹底的な電子化です。それなしには、完全オンライン申請など実現は不可能です。そして、添付情報の電子化は、現時点においても法定外添付情報の事後提示省略という場面で十分に活用できますので、積極的に添付情報の電子化に取り組んでいただき、完全オンライン申請の実現に向けたウォームアップ(肩慣らし)として習慣化していただきたいと思います。

(イ) 当面は返却書類のないオンライン申請を目指す

完全オンライン申請の一手手前の方式として、返却書類のないオンライン申請(自称「片道完全オンライン申請」)を是非とも目指してください。この方式をマスターしていれば、いざ完全オンライン申請が可能になった場合でも、スムーズな完全オンライン申請への移行が可能となります。

8. データの管理について

紙面の残りもあと僅かになりました。この章では、事務所のデジタル化を下支えするデータのバックアップについて少し説明をしたいと思います。

(ア) バックアップの重要性

データのバックアップについては、今更その重要性を説明するまでもないと思いますが、実際にバックアップを実行しているかどうか？と問われれば、イエスと胸を張って回答できる方は少ないのが現実なのではないでしょうか。

申請用総合ソフトにおいては、既述のとおりデータの管理が利用者に全面的に任されている状況ですので、申請データを失えばその後の申請状況の把握や電子納付、完了証データのダウンロードなどができなくなってしまいます。更には、現地測量で得た唯一無二の観測データを失うことになれば、再測量

という最悪の事態も想定されます。

パソコンのハードディスクはいずれ故障するものであり、いわば「不確定期限」のようにいつか必ず訪れるものであると考えておいてください。ましてや故障しなくても悪意あるソフトウェア(マルウェア)によってデータが失われてしまうという可能性も低くはありません。

従いまして、データのバックアップは非常に重要であり、実際に行わないと何の意味もないということを肝に銘じてください。

データのバックアップ方法には大きく分けて2種類があり、それらについて以下に説明をしたいと思います。

(イ) ローカルバックアップ

ローカルバックアップとはローカル、すなわち「手元にある」記憶装置にデータをバックアップする方式であり、(a)手軽に始められ、(b)目的に合わせて記憶媒体を選択でき、(c)手元に記憶媒体があるため安心でき、(d)バックアップ及び復元作業も比較的高速に行える、という長所があります。

これに対して、(a)事務所全体の火災や水害、地震といった災害に弱い、(b)盗難(事務員による記憶媒体の持ち出しを含む。)や紛失(特に小型のUSBメモリやSDカードの場合)の危険性があるという点が短所だといえるでしょう。

このような長所・短所を勘案すると、ローカルバックアップは主たるバックアップ方式にすべきであると思われますが、短所をカバーするものが別途必要に思えます。

(ウ) クラウドバックアップ

クラウドとは「インターネット上」と言い換えることができます。すなわち、データセンターのようなインターネット上のサーバーにバックアップデータを預かってもらう方式ということになります。この方式の長所としましては、(a)非常電源完備で自然災害に強い、(b)セキュリティ的にも高度な仕組みがある、(c)複数世代管理(誤って上書き保存しても元に戻すこと)が可能、といったデータセンターそのものの長所以外にも、(d)専用ツールを使えば自動バックアップ(ミラーリング)が可能、というような点が挙げられます。

短所としましては、(a)人災(サーバー管理者のミスでデータが消失する)は避けられない、(b)サービスそのものが突然値上げされたり廃止されたりすることも珍しくない、(c)バックアップや復元するのに想像以上の時間(データの大きさにもよるが、日又は週単位の時間)がかかる、という点が挙げられます。

このような長所・短所を勘案すると、クラウドバックアップはあくまでもローカルバックアップの「補助」や「保険」といった位置づけでの利用が望ましいと思われれます。

(エ) 併用すればより確実に

以上のことからお分かりのように、両方式は併用することによってより強固なバックアップ体制を構築することが可能になります。何事にもアクシデントはつきものですので、常日頃から「まさか」に備えていただければと思います。

9. オンライン申請の推進で事務所資料のデジタル化を

ところで、皆さんは依頼が完了してから、過去の資料についての問合せを受けたことはないでしょうか？そういう場面では、倉庫やキャビネットの中を何時間も探し回ったという経験が、誰しもあるのではないかと思います。

登記情報提供サービスを利用して入手した資料類は、元々電子化されていますし、添付情報の電子化を積極的に推進しますと、事務所にある資料がほぼ全てデジタル化されパソコンの中に保存されるようになります。そうなりますと、書面の資料は倉庫やキャビネットに入れっぱなしでもよくなり、いちいち過去の資料を確認するのにあちこちと探し回る必要がなくなりますし、紙資料の散逸も防止できます。更には、事務所スペースの有効活用ということまで可能になるかもしれません。実はこれもオンライン申請の一つの大きなメリットであるといえます。

過去の資料についてデータの検索ができ、依頼者のニーズにも迅速に対応できれば、信頼関係はより強固なものとなり、更なる仕事の依頼が舞い込むかもしれません。何よりすっきりと片付いた事務所で

仕事をするというのは、実に気持ちのいいことではないでしょうか。

10. オンライン申請で困ったときには

オンライン申請に取り組んでいて、困ったことに遭遇した場合には、情報の収集をしてください。

(ア) インターネットでウェブ検索

ネット上をキーワードで検索すれば、オンライン申請に関する数多くの情報がヒットしますので、トラブル解消に活用していただければと思います。ただし、中には疑わしい情報や誤った情報もありますので、利用の際には内容を吟味するようにしてください。

(イ) 登記・供託オンライン申請システムホームページと操作手引書

登記・供託オンライン申請システムホームページには、オンライン申請に関する様々な情報が掲載されていますし、数多くの操作手引書が公開されています。ここで公開されている操作手引書はシステムやソフトの更新と同時にその内容が更新されている最新のものです。

特に操作方法が分からないという場合には非常に参考になるでしょう。

(ウ) サポートデスク

登記・供託オンライン申請システムホームページでは、サポートデスクへの連絡方法が公開されています。このサポートデスクには全国から寄せられたトラブル事例が蓄積されていますので、トラブルに対する対処方法が確立されたものであれば、比較的スムーズに問題を解決することができます。時間帯によっては、電話がつながりにくいこともありますが、相談してみる価値は十分にあると思います。

(エ) 連合会ホームページの会員の広場にある「オンライン登記申請関連専用掲示板」

連合会ホームページの会員の広場には、オンライン登記申請関連専用掲示板が設置されています。(平成29年2月にリニューアル)もしも、オンライン申請でトラブルに遭遇したときには、この掲示板に状況を詳しく書き込んでみてはいかがでしょうか？同じようなトラブルで困っている会員が他にもいるかもしれません。

ただし、この掲示板は土地家屋調査士会員間の自主的な互助を基本としていますので、すぐに回答が得られるとは限りません。それでも、全国には知識や経験に富むたくさんの仲間がいますので、困っているというときには、ここを頼ってみるというのも一つの方法だと思います。

11. 最後に

今回を含めてこれまで3回にわたって、オンライン申請を中心とした説明と、それに伴う事務所保管資料のデジタル化について説明してきました。最後までお付き合いいただき、ありがとうございます。

繰り返しになりますが、完全オンライン申請の実現は、決して遠い未来の出来事ではありません。その前提となる添付情報のデジタル化、そして事務保管資料のデジタル化は急務であるといえます。近い将来、法令の改正も含めた抜本的な制度の見直しが行われれば、完全オンライン申請すらも(する／しないは別にして)、資格者代理人としては当然に「できてしかるべき」業務、という認識を多くの国民が持つことは間違いないでしょう。

これからも時代に即した資格者集団であるために、土地家屋調査士である皆さん一人ひとりが、オンライン申請に真正面から真剣に取り組み、それと同時に事務所保管資料のデジタル化を着実に進めていただきたいと思います。

ち ょ う さ し 俳 壇

第387回



夏館

深谷健吾

山の風川の風きて夏館
親方に大足向けて三尺寝
女には女の意地や夾竹桃
玉虫や八方美人が玉に瑕
仏顔して住職が毛虫焼く

当季雑詠

深谷健吾選

茨城 中原ひそむ

いまもなほ捨てるを惜しむ籐寝椅子
何処から匂ふ夜道や栗の花
街道の宿場家並や松の芯

きなくさき戦の臭ひ黄砂降る
眼帯を外し浴衣に着替へけり

茨城 島田 操

一匹と思ひぬ響き雨蛙
車座に上下がなくて麦茶かな
早朝と決めし散歩や時鳥
半分は隣の席へ団扇風
由来書も破れし古墳夏落葉

岐阜 堀越貞有

品書の裾せて田舎のどぜう鍋
帰郷して先ずは橋より飛び込めり
藻の影に右往左往の金魚の子
北国の車窓につづく麦の秋
一對の点滅し合ふ籠螢

愛知 鍋田建治

山彦に応へる子らや山笑ふ
父よりも娘にかかる山女釣
万緑の奥へ奥へと鳥一羽

島根 やまつつじ

老鶯の声に誘はれ山歩き
そよそよとせせらぎの音と河鹿笛
奥山の宿で聞きある河鹿笛

今月の作品から

深谷健吾

中原ひそむ

きなくさき戦の臭ひ黄砂降る

「黄砂」は、季語「霾」（つちふる）の傍題。春、モンゴルや中国北部で強風のために吹き上げられた多量の砂塵が、偏西風に乗って日本に飛来する現象。気象用語では黄砂。空が黄色っぽくなり、太陽も霞む。提句は、人間社会における物事やそれに伴う感情をテーマにした人事句。カ行の五音により良いリズムが生まれ、俳諧味のある素晴らしい一句に敬服。

島田 操

半分は隣の席へ団扇風

「団扇」は、中国から伝わったものだが、江戸時代に岐阜・京都・丸亀など各地で団扇製作が盛んになった。扇が携帯用とすれば、団扇は家庭でくつろぐ時に使うものである。今でも夏の風物詩の一つである。提句は、団扇風を独り占めすることなく半分は隣の人へと。作者の公徳心即ち日本人の和の心に拍手。詠んでいてほのぼのとして、心地良くなる佳句である。

堀越貞有

帰郷して先ずは橋より飛び込めり

「飛び込み」は、季語「泳ぎ」の傍題。古来より、老若男女にとつて川での水泳は夏の風物詩。最近では遊泳禁止の川が多いのは残念であるが。提句は、徹夜踊で有名な水の町・岐阜県郡上八幡での一句か。新橋から清流吉田川へ飛び込むことは、当地の子供らにとつての伝統文化。帰省して何よりも先に橋から飛び込むことが儀礼とのこと。見事に映像化され、郷愁にかられる一句となった。

鍋田建治

父よりも娘にかかる山女釣

「山女」とは、鱒の一種であるが海へ下らないで山間の溪流に棲む。体長は約四〇センチ。側線に沿って紅色の筋と黒い斑点が散らばるのが特徴。五月の山女は鮎より美味と言われる。山間溪流の釣魚として珍重される。山女釣はなかなか釣れないと聞く。父親の竿ではなく、娘さんの竿にかかるとは。句材に俳諧味があつて楽しい一句となった。

やまつつじ

奥山の宿で聞きある河鹿笛

「河鹿笛」は、山間のきれいな谷川に棲息しているアオガエル科の蛙。雄は四、五センチほどで、ヒョロ、ヒョロ、フィフィフィと美しく豊かな声で鳴く。声を賞美して河鹿笛と呼ぶ。提句は、人里を離れた奥深い山の宿での一句か。減多に聞くことの出来ない河鹿の鳴き声に出会う。余りにも美しく、豊かな声に聴き居っているさまを一句にされたところが見事である。

第32回 写真コンクール 開催

日本土地家屋調査士会連合会及び共済会では親睦事業の一環として、恒例の写真コンクールを開催し、全国からお寄せいただいた作品の中から、入賞・入選作品が第74回定時総会会場に展示され、総会に華を添えました。



第31回に引き続き、応募作品を連合会ホームページ「会員の広場」に掲載して行う土地家屋調査士会員によるインターネット投票を開催しました。

審査に当たられた公益社団法人 日本写真家協会名誉会員・木村恵一先生には、趣深い観点からの審査をもって、入賞作品それぞれに選評していただきました。(は一もに一賞を除く。)

入賞・入選作品の一部は、本誌「土地家屋調査士」の表紙に採用させていただきます。皆様も是非ともコンクールに参加して、ご自身の写真で会報を飾っていただけるのはいかがでしょうか。



本紙面において、ご応募された全ての方々と、審査及び総評をいただきました木村先生に感謝申し上げますとともに、次回も多くの方からのご応募を心からお待ちしております。

総 評

日本土地家屋調査士会連合会及び共済会の親睦事業の一つとして始まった写真コンクールも今年で32回目を迎えましたが、30年の歳月の中で写真の世界も大きく変化してきました。フィルムからデジタルに変わり、カメラも高性能化されたスマートフォンなどで、誰でも気軽にいつでもどこでも写真を楽しめる時代になりました。同時にここ数年、本コンクールへの応募数も増え、写真の内容も自然風景から日常の暮らしやスナップまで優れた表現の作品が目につき、特に女性の参加が多くなっていることに心強さを感じています。結果的には上位入賞7名のうち3名が女性となり、新鮮な力強い作品が印象に残りました。次回も更に多くの方々の作品に出会えますことを期待しております。

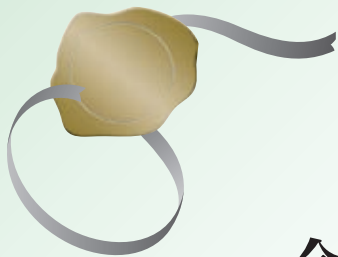
連合会長賞



「珍入者」

山本 隆博(香川会)

香川県坂出市のジャズフェスティバルの楽しくも心温まるシーンをナイスショットしました。坂出市を中心に活動する社会人ビッグバンドは50年の歴史を持っているそうです。演奏中に突然子供がステージに上がってきた瞬間を逃すことなくしっかりと記録しましたが、バンドリーダーは止めるでもなくにこやかな笑顔で迎えています。このジャズフェスティバルが市民に根付き親しまれていることを、一枚の写真で見事に見せてくれました。



金 賞 「時空への旅立ち」

君島 利夫(栃木会)

標高3,000メートル級の山々に囲まれた日本一紅葉が美しいといわれる涸沢カールからの満天の星の眺めが見事です。暗いうちから穂高連峰を目指す登山者の灯りを画面に入れながら、夜明け前の夢のような美しい光景を撮りました。フィルムカメラを使用し、プロ並みの長時間露光の技術で時空を越えた天空の星空劇場を作り上げています。



銀 賞 「いま」

宇賀神 直子(神奈川会)

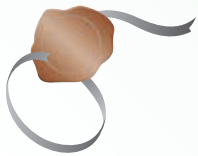
黄金色の夕日に輝く江の島海岸の波打ち際が美しいですね。寄せた波が引いていく瞬間を、望遠レンズを上手に使って詩的な表現で捉えました。引く波に足を委ねる女性のシルエットがまるで映画のワンシーンのようにドラマティックに写し出されています。



銀 賞 「私のパートナーです。」

袴田 安子(静岡会)

近頃若い女性たちに乗馬が大人気のようです。風を切って草原を駆ける姿や素適な乗馬服のファッションに憧れてのことなののでしょうか。この写真は乗馬クラブの厩舎でのスナップのようですが、健康そうな若い女性と馬との交流を優しい視線で捉えました。女性の笑顔と信頼しきった馬の静かな表情がいいですね。



銅 賞「まかせろ！！」

布施 智子(栃木会)

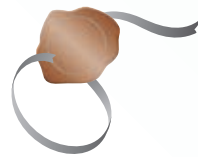
リレー競技で車椅子走者から最終ランナーにバトンをタッチする瞬間なのでしょうか。バトンを受けたランナーの先を見つめる闘志満々の表情が良いですね。力の入った一瞬を逃さず、素晴らしいシャッターチャンスで撮影しました。ローアングルでの撮影が迫力を出しました。



銅 賞「境界はどこ？」

山田 耕造(和歌山会)

土地の調査で境界の設置は大変重要なことなのですが、この写真のように長い年月にわたって不明だった場所ではいろいろな苦労があるのでしょうかね。危険とも思える崖地の調査の様子を背後からしっかりと記録しました。足場が悪い場所を緊張感のあるカメラアイで撮影しました。



銅 賞「陽春」

小川 龍明(高知会)

樹齢300年といわれる奈良県宇陀市の又兵衛桜満開の姿です。朝の光を受けて美しく咲く姿を夫婦二人だけで独占して鑑賞する羨ましいような光景を画面いっぱいに撮影しました。石垣の上に咲く神秘的とも思える姿は桜ファンならずとも一度は見ておきたい絶景です。早朝の太陽光での撮影が見事です。

入選

菊地	三男	東京会	「突撃」
田村	悟	東京会	「泳げ鯉のぼり」
神長	正昭	茨城会	「夏鳥がやってきた(サシバ)」
藤本	紘一	山梨会	「怖いよう！」
平野	肇	愛知会	「記念撮影」
細川	正弘	福岡会	「七色若戸大橋」
鈴木	敦	福島会	「雪の造形～安達太良山にて～」
田邊	洋子	高知会	「ウミネコ集団～エサをねだられて～」

佳作

椎名	弘	神奈川会	「漁港暮色」
見置	元紀	千葉会	「空を泳ぐ鯉のぼり」
立原	英二	茨城会	「階段雛まつり」
古口	譲一	栃木会	「蛇祭り」
河井	要祐	大阪会	「秋空の下」
大野	妙嗣	奈良会	「まだまだ現役:各地で活躍して第2の人生を…。」
立石	五月	鹿児島会	「視線」



は一もに一賞「はるの測量」

井上 裕紀(群馬会)

土地家屋調査士会員によるインターネット投票第1位

東京会

『2020年、東京オリンピック・

パラリンピックに向けて』

東京土地家屋調査士会 大瀧 善雄

小池都知事が就任して、そろそろ1年になる。連日、紙面上で築地市場の豊洲移転問題などで、問題が山積していることは、周知のとおりである。その中で、全世界の祭典として注目的である、東京オリンピック・パラリンピックであるが、こちらも何かとスムーズに事が運ばれていない。エンブレム問題から起こり、現在は、開催費用の運営費など周辺自治体との関係も気になる。これで、きちんと開催できるのかと思うのは、小職だけではないだろう。



案内図

1964年の東京オリンピック時、小職は小学校1年生だった。開会式に、日本競技団の最後の入場行進を画面上で見て、紅白の制服が強く印象に残った。現在、2019年11月の完成に向けて、新国立競技場の建設が進んでいる。その他、国立競技場だけではなく、各競技に使用する会場の建設(仮設)等もその選定などに物議を醸しているが、東京都・国・運営委員会・周辺自治体と納得のいく協議ができるのかという懸念もある。

東京オリンピック準備局からは、基本コンセプトとして、万全の準備と運営によって、安全・安心で、全てのアスリートが最高のパフォーマンスを発揮し、自己ベストを記録できる大会を実現。世界最高水準のテクノロジーを競技会場の整備や大会運営に

活用。ボランティアを含む全ての日本人が、世界中の人々を最高の「おもてなし」で歓迎。人種、肌の色、性別、性的指向、言語、宗教、政治、障がいの有無など、あらゆる面での違いを肯定し、自然に受け入れ、互いに認め合うことで社会は進歩。東京2020大会を、世界中の人々が多様性と調和の重要性を改めて認識し、共生社会をはぐくむ契機となるような大会とする。東京1964大会は、日本を大きく変え、世界を強く意識する契機になるとともに、高度経済成長期に入るきっかけとなった大会。東京2020大会は、成熟国家となった日本が、今度は世界にポジティブな変革を促し、それらをレガシーとして未来へ継承していく。とうたっている。



国立競技場駅



駅出入口の海拔表示

現地の方ではどうかというと、海拔31メートル付近に新たに建設される新国立競技場。重機が何台も動いている様子は、何か、宇宙生物が手伝っているようにも見える。都営大江戸線の国立競技場前では、まだ、人々がそれほど多くはないが、あと3年

後には、どのようになるのか想像もできないが、楽しみもある。国際都市として発展した東京、それから、地震国日本の復興を願う国民性を、「おもてなし」という表現で、全世界の人々を受け入れようではないか。



建設現場の様子A



建設現場の様子B



建設現場の様子C



岡山会

『我が愛する地元沖新田』

岡山県土地家屋調査士会 大元 健示

岡山市の南部。新岡山港周辺に広がる面積1,900ヘクタールの広大な干拓地。かつて沖新田と呼ばれた地域が私の生活している地元です。



沖新田の黄金の稲穂の中に立つ私

沖新田は、江戸時代に人口増加による深刻な食料不足に直面した岡山藩が食糧増産を目途に取り組んだ一大プロジェクトによって形成された新田開発地域で、海底土地の周りに堤防を築き、堤防内の土地の海水を抜く干拓技術によって作られました。

この工事技術は戦国時代、豊臣秀吉が備中高松城水攻めの時活用した藩の土木技術を平和利用した点

も興味深いところがあります。

沖新田は地域信仰に厚く、お地神様、さまざまな神様や仏様がいろんな場所に祭られています。その背景には干拓後、海水の塩分がしみ込んだ土地のため稲が育ちにくく、井戸を掘っても塩水が出るばかりで飲み水にも苦労した歴史があったためです。

地域信仰の中心ともいえる沖田神社。



地域信仰の中心である沖田神社

ここには干拓工事が難航したために、若く美しい女性の『おきた』が海の神様を鎮めるために人柱になったという伝説からおきた姫が祀られており、毎

日多くの地元住民がお参りしています。

苦しくても決して諦めず努力し続けた先人達の魂は『新田魂』と呼ばれ、現在も語り継がれ受け継がれています。



沖新田の美しい夕暮れ

四季折々に見せる美しい田園風景も地元沖新田の魅力の一つです。

春には田に水が入れられ小さな苗が水面から顔をのぞけ、夕暮れには水面に夕陽が映り込み美しいグラデーションが浮かび上がります。

夏には、すくすくと育った稲が緑色の色彩で地域を満たします。

秋になると稲が黄金の稲穂の絨毯となり風になびき秋の訪れを感じさせます。

朝、現場に車で出て行く時、田で農業している地元のおじさん、おばさんが向こうで手を私に振り、夕方現場から帰るとゆったりと広がる田園風景と心地良い風が迎えてくれます。沖新田の織り成す風景と人々は私にとって大切な宝物なのです。

私は現在、土地家屋調査士業務の傍ら沖新田の活性化を目標に地元のお店や会社を取材し記事にしたり、地域情報サイト『沖新田ドットコム』の運営。地

元住民と協力して石窯を手造りして本格イタリアンピザを提供する取組など行っています。

私が地元を愛する気持ちになったのは地元を自分の足で歩き、人に会い、ふれあう中で『自分の居場所』を実感したからだと思います。

確かに地域社会に深く関わらずとも人は生きていきます。だが、同じ地域で暮す人々との交わりの中で感じる温もりや安らぎは日々の生活に豊かな味わいをくれるスパイスであり心のサプリメントと言って良いでしょう。

同じ地域で暮しているというだけでも住民間には共通項、公約数が存在します。同じ共通項、公約数を持った者同士は必ず響き合うチャンネルを持っているものです。これは、人は誰でも分かり合える可能性があるということではないでしょうか。同じ市町村、同じ国、さらには同じ地球に生きる私たち人間も同じであり、全国で活躍する土地家屋調査士も同様です。同じ仕事で生計を立て同じ時代を生きています。

私は沖新田の全ての温もりに抱かれて生きる中でそんな人が持つ『明るい希望の光』と『可能性』を教わりました。

会員の皆様も是非、地元の魅力探訪をしてみたり、地元住民の方々との温かい交流を大切にしてください。その探訪や交流からきっと新しい未来や明るい人生のヒントが見つかるはずです。

なかなか気付かせませんが、何気ない見慣れた地元の景色。何気ない日常、何気ない人々との交流こそが『幸せそのもの』であるのではないのでしょうか。

きっと『幸せ』は身近で手を伸ばせば届くところにあります。

我が愛する沖新田でこれからも私は人々と共に明るく生きていこうと思っています。

横浜市空家無料相談会



神奈川県土地家屋調査士会 広報部

はじめに

神奈川県土地家屋調査士会では日調連の呼びかけに応じ、毎年7月31日に「全国一斉不動産表示登記無料相談会」を開催しています。当初は土地家屋調査士会館で開催していましたが、駅から遠いこともあり、相談者は一桁という惨状でした。ならば「こちらから相談者のいる場所へ出向こう」となり、神奈川県内最大のターミナル駅である横浜駅の地下広場に場所を移し開催したところ、毎回50名を超える相談者が訪れるようになりました。

そんな昨年の相談会を横浜市の空家問題の担当部署である建築局の方々が見学に訪れ、「空家無料相談会を同様のスタイルで開催したい」ということになり、今回の開催に至りました。開催場所の手配や相談ブースの設置、通行人に対するアピール方法などのノウハウは当会が提供しています。

(広報部)



会場には各参加士業ののぼり旗を設置。相談エリアと通路との仕切りの役目を果たすと共に、「これだけ専門家がいれば、何か有益なアドバイスがもらえるかも」と思わせる効果も…。

当日参加して

神奈川県土地家屋調査士会横浜市空家等対策協議会
委員 嶋田 幸子

横浜市は平成27年8月から空家等対策協議会を組織し、有識者との意見交換を行いながら、空家等に対する様々な施策に取り組んできました。現在、



相談員席に座る筆者(奥の右)

当会もその協議会のメンバーの一員として参画しており、毎回の会議において他士業・関係団体の方々と空家等対策に向けた活発な意見交換をさせていただいております。

横浜市は平成27年5月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」の施行を機に、空家等対策計画の策定にはじまり、空家の流通・活用の手引きや空家パンフレットの作成、納税通知書に同封する案内チラシにより空家の適正管理のお願いをするなど、様々な形で市民に対し空家化の予防に向けた情報発信を行ってきました。今回市民への更なる啓発や空家所有者の具体的な問題解決につなげるために、無料相談会を実施しました。

平成29年3月30日、横浜駅東口そごう地下2階入り口前広場において行われた相談会には多くの市民が来場し、空家に対する市民の関心の高さがうかがわれました。当日は空家等対策協議会および関係団体連絡会から派遣された相談員、協議会座長および横浜市の職員の総勢約50名で相談に当たり、事前の予約も含め約50件の市民からの相談を受けま

した。当日はパンフレットの配布や啓発ティッシュの配布なども行い、そこでの立ち話しによる簡易な相談もあったので、実質的には50件以上の相談を受けていたのではないかと思います。

相談は受付で相談の概要を聴取し、相談内容に適した専門家をコラボさせて配置するという方法がとられました。相談内容が多岐の専門分野にまたがる空家問題に、限られた時間の中でより相談者のニーズに答えていくという工夫がなされたものです。当日の相談ブースは5ブース設けられていましたが、どのブースもいつも相談者で埋まっている状況で、あるブースには土地家屋調査士と不動産鑑定士が、あるブースには弁護士と税理士、不動産協会と建築士といった専門家が一丸となって相談を受けるという姿が見受けられました。



相談内容に応じて関係する専門家が対応するため、相談者1人に専門家4人という事態も…。

横浜市のホームページや広報誌で相談会の開催を知った市民のほか、当日通りすがりに相談にこられた市民など、きっかけは様々ですが、またとないこの機会に専門家の意見を聞き漏らすまいと真剣に耳を傾け、制限時間がくるとまだ聞き足りないことがあるような面持ちで席を後にする相談者が多かったように思います。PCの画面を開きながら、具体的に自分の空家の相場価格を不動産鑑定士から提示され、現実的に空家問題への解決の一步を進めたであろう相談者もおられ、より実効的な相談ができたのではないかと思います。

また、相談を受ける我々自身も他の専門家の話を隣で聞くことができ、大変勉強になったと思います。他業種の専門家と具体的な問題に向き合うことで、自分だけでは気付かない問題点などに気づき、今後の相談については今後の業務にも非常に役立つ良い機

会となりました。相談の内容は予想どおり多岐にわたり、様々な問題を市民が抱えていることを再認識した次第です。まず何をどうしたらよいのか分からないという方もおられました。相談で話しをしているうちに、親族の暮らしてきた家を手放すことを拒んでいる自分自身の気持ちに気付いた相談者もいたのではないかと思います。また、所有者が認知症になってしまった、借地関係、相続の話が整わないなどの法律問題が絡んでいるもの、空家を処分しようにも接道条件が満たせず売却できなかったり、今の建築基準法では再築が不可能なため、空家にならざるを得ないなど多種多様であって、空家問題と一口に言ってもそこには様々な問題が山積しているのだなあとつくづく感じた次第です。空家等の問題は一人の専門家のみで対処できる案件の方が少ないのかもしれませんが、解決に至るには様々な専門知識や経験が必要になり、改めて我々の専門知識や経験も空家問題の解決に必要とされており、我々の助言が多くの方の問題解決の糸口につながることを改めて認識する良い機会となりました。

今回は相談会という形式で行いましたが、当日会場に足を運んでこられない相談者に対する対策や、各区役所などでも受けている相談対応の在り方など他の市町村のやり方なども参考にしながら改善を重ね、より市民のニーズに応える方法を模索していかなくてはならないと思います。

横浜市をはじめとする自治体や関係士業や関係団体とも一致協力してこの空家等の問題に対していく必要性を強く感じた次第です。

最後に

空家等対策に関する特別措置法が施行されて以降、全国の地方自治体に協議会が設置され、協議が重ねられています。おそらく相談窓口や相談の処理方法が整備された状況だと思います。しかし、どの自治体も相談者の少なさに頭を悩ませています。空家の件数から考えると、今の10倍、100倍の相談があってもよいのではないのでしょうか。このままではまさに「仏作って魂入れず」となってしまいます。相談者数の伸び悩みについてはさまざまな原因があると思いますが、毎年開催している全国一斉不動産表示登記無料相談会の開催ノウハウを、地元自治体に提案してみてもいかがでしょうか。

(広報部)

目録の巻

本市
建築、
に相談

このたび、市民への更なる啓発や空家所有者の具体的な課題解決につなげるため、協定を締結している専門家団体が一堂に会した市民向けの空家無料相談会を開催しました。

平成29年3月30日(木) 10時～16時 @ 新都市プラザ (槽浜駅東口「そごう」地下2階入口前広場)

平成29年3月30日(木) 10時～16時 @ 新都市プラザ (槽浜駅東口「そごう」地下2階入口前広場)

○専門家による相談対応

- 専門家による相談対応
○空家対策に関連するパンフレット等の配架、ポスターの掲示、啓発ティッシュの配布(1,000個)

① 相談件数

事前申込20件＋当日受付28件＝計48件　＋　パンフレット等案内や軽易な相談も多数対応

- ・1組30分程度、5ブース設置
- ・ブースごとに、専門の異なる相談員が2～3人程度で対応

[不動産×行政書士]、[不動産×司法書士]、[不動産×建築士]、[不動産鑑定士×土地家屋調査士]
 + 弁護士、税理士、まちづくりNP0は相談内容に応じて、同席

相談内容が多岐に渡る空家相談に、限られた時間で対応するための工夫

・居住地（区）：神奈川区、中区、南区の相談者が多い。
 通りがかりの方も多く、市外の相談者も多い。
 ・営業所在地（区）：南区が多い。また、市外（県外）に空家を
 所有している方も多い。
 なお、空家を活用したい（探している）方の
 相談にも応じたため、未回答が多くなっている。

- ・相談会を知ったきっかけ:

広報よこはまやホームページ、
チラシ等、様々である。
また、当日受付もしていた
ため、通りがかりの方の割合が
多い。

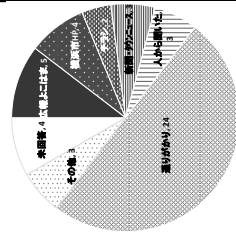


図 相談会を知ったきっかけ

居住地(区)		空家所在地(区)	
鶴見	4	鶴見	1
神奈川	2	神奈川	3
西	7	西	2
中	5	中	2
南	5	南	6
港南	1	港南	1
保土ヶ谷	3	保土ヶ谷	3
旭	1	旭	0
磯子	0	磯子	2
金沢	2	金沢	2
港北	2	港北	1
緑	0	緑	0
青葉	0	青葉	0
都筑	0	都筑	0
戸塚	2	戸塚	0
栄	2	栄	1
泉	2	泉	1
瀬谷	3	瀬谷	1
市外	6	市外	6
未回答	3	未回答	16

【相続】相続人が20人以上おり、手続が進まない。どうしたらよいか。

【相続】相続人が20人以上おり、手続が進まない。どうしたらよいか。

【売却】売却の手續等が何も分らないので、基本的なことから教えてほしい。

【活用】アートの拠点として活用したい。赤ちゃん連れママが集う場を作りたい。

【管理】賃貸した家屋が、人が住めない状態で放置され、借主の持物を盗む。

どうしたによいか分からぬ。

【その他】建物と庭より購入した後の田舎生活を楽しみたい！

【その世】建物を取り壊した後の固定資産税はいくらになるのか？

④ 参加団体等

参加団体等		参加人数(名)※
1	公益社団法人 神奈川県宅建物取引業協会	4
2	公益社団法人 全日本不動産協会神奈川県本部横浜支部	2
3	神奈川県弁護士会	4
4	神奈川県司法書士会	4
5	神奈川県土地家屋調査士会	3
6	一般社団法人 横浜市建築士事務所協会	5
7	一般社団法人 神奈川県不動産鑑定士協会	4
8	神奈川県行政書士会	5
9	特定非営利活動法人 横浜プランナーズネットワーク	2
10	東京地方税理士会	2
11	公益財団法人 横浜市シルバー人材センター	3
12	建築安全課(現 建築指導課)	3
	住宅政策課	2
	企画課	5
※	横浜市立大学 齊藤 広子教授(空家等対策協議会 座長)	1
	合計	49

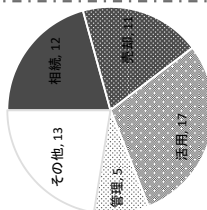


図 相談内容(複数回答あり)

連合会長

岡田潤一郎の水道橋通信

6月22日
～7月15日

本年6月21日に第17代連合会長に就任いたしました岡田潤一郎です。従来の会長レポートからタイトルも含め、装いも新たに出発いたします。当連合会は、東京都の水道橋駅近くに存在します。そのような関係で、水道橋から全国への発信とさせていただきます。どうぞ、よろしくお願いします。

6月

22日 日本行政書士会連合会 平成29年度定時総会懇親会

日調連の第74回定時総会終了後、会長としての初会務が日行連総会懇親会への出席であった。元来の雨男ぶりを遺憾なく発揮し、土砂降りの雨の中での会長就任であったが、この日は天候回復。大勢の国会議員や来賓が来場されており、日行連の数の力を痛感したが、結束力なら我が日調連も負けていない。

23日 日本司法書士会連合会を訪問

私たちにとって、過去から現在に至るまで常に協調関係を維持してきた日司連を訪問し、会長就任のご挨拶をさせていただいた。日司連も役員改選で今川嘉典会長が誕生したばかりであり、お互いに協力体制を更にパワーアップすることを約束しあい、固い握手を交わしたところである。

28日 法務省民事局との打合せ(共有私道の保存・管理等に関する事例研究会(仮称)の構成員推薦依頼について)
法務省民事局から、総務課参事官と参事官室局付が日調連を訪ねて来られ、会長室で打合せ。共有私道の保存や管理等に関する事例研究会を法務省が主体となって立ち上げるので、協力願いたいとの内容であった。日調連では、近年「道路内民有地」という切り口で研究・検討を行ってきた経緯もあり、積極的関与が必要と判断。構成員の推薦につき、早急に対応を指示したところである。

28日 担保機能・資産評価研究会懇親会

標記研究会は、主に所有者不明土地問題を取り上げ、弁護士、司法書士、不動産鑑定士、税理士等の専門職資格者と国土交通省、大学教授を交えて課題を整理しながら、議論と提言をまとめるものである。土地家屋調査士としての視点から所有者不明土地の現状と対応方策について意見を申し上げたところである。

29日 関係機関・団体への挨拶回り

加賀谷・菅原・戸倉・小野の各副会長とともに、関係各所へ就任のご挨拶に伺う。法務省では、金田法務大臣にも面談いただき、過日の日調連総会における出席のお礼と、法務行政を取り巻く環境について意見交換をさせていただいた。また、日弁連を訪問した際には、特別研修やADRの件、筆界特定と裁判との関係等々、友好的な空気の中で懇談させていただいた。

29日、30日 第4回正副会長会議

定時総会以降の活動報告等を各副会長から受けた後、会長に事故があった場合の副会長の代行順位であるとか、各担当ブロックであるとかの決め事については、会長案を示してから相談し、役員の分掌を協議、理事会への審議事項とする。30日は午後一番の便で、戸倉副会長とともに山口宇部空港へ向かう。

30日 中国ブロック協議会 平成29年度定例総会
山口市内の湯田温泉において開催された、中国ブロック協議会総会へ出席。中国ブロックでは、五つの単位会のうち広島会と島根会の会長が新任であるが、5名の会長ともに旧知の中なので全く違和感なく懇談させていただいた。また、各会長には無理を承知で来年度の「日調連ゴルフ大会」開催を中国ブロック内でお願いさせていただき、前向きな回答をいただく。

7月

4日 大阪会 平成29年度本支部役委員研修会

大阪会では、役員改選時に、本会役員、支部役員、各委員会委員が参集し役員研修会を開催しているそうであり、日調連会長として講師依頼をいただいたところである。私からは、本年度の日調連事業方針大綱と各部の事業計画を解説させていただき、理解と協力をお願いした。大阪会顧問弁護士の先生からの講義の中で、会則・会規(ルール)に基づいた会

務執行に透明性をもって行うことの重要性を「リーダーの責任」の観点からお話いただき、まさしく共感に至ったところである。お約束どおり、雨の一日でした…。

5日 国土交通省土地・建設産業局地籍整備課国土調査企画官離任・着任挨拶の対応

日頃からお世話になってきた、国交省地籍整備課の国土調査企画官が異動されるとのことで、日調連にご挨拶に来られた。また、新任の企画官も同行いただき、地籍整備への土地家屋調査士の関与の実態や国土調査法第19条第5項関係の課題について意見交換を行うとともに、今後も一層の協力関係を維持できるようお願い申し上げたところである。

5日 第2回理事会における新旧役員の事務引継ぎ
前期の副会長、常任理事にも参集いただき、今期役員との引継ぎを行った。慣れないことも多々あるかと思うが、志高く会務に当たってもらえるよう期待するところである。

5日、6日 第2回理事会

新執行部として、初めての理事会を招集。自己紹介や副会長、常任理事、理事の会務分掌について承認を取り、各種委員、顧問、相談役の選任に関しても審議を行う。今期の役員分掌では、数年ぶりに土地家屋調査士の「専務理事」を配置することができ、会務運営に大きな推進力となることが期待できる。また、全ての副会長、理事、監事を前に会務運営に対する心構えを指示させていただいた。「法律や会則そして公序良俗に反することでない限り、良いと思うことはドンドン提案して欲しい。最終責任は私が取りに行く。」「どうせやるなら、明るく、楽しく、元気よく、そして笑顔で。」自分自身に対する覚悟としても、言い聞かせたところである。

6日 寺田最高裁判所長官への正副会長就任挨拶

加賀谷・菅原・戸倉・小野各副会長と柳澤専務とともに最高裁判所長官室を訪ね、寺田逸郎長官に就任のご挨拶をさせていただく。寺田長官はご存知のとおり、法務省民事局長も歴任され、特に私たち土地家屋調査士業務と表示に関する登記に造詣の深い方である。長野県松本市に建立されている「土地家屋調査士制度発祥の地」記念碑の除幕式と記念講演を引き受けていただいたことも記憶に新しい。

7日、8日 平成29年度土地家屋調査士四国ブロック協議会定時総会

四国ブロック協議会の総会に出席。というよりは、久しぶりに地元に戻って来たわけで、日調連会長としてご挨拶させていただいたところである。「土地家屋調査士会四国ブロック協議会」という名称を変更する議案も承認され、他のブロックと同じく「日本土地家屋調査士会連合会四国ブロック協議会」を名称とすることに決した。

9日 関東ブロック協議会 第63回定例総会

生涯初の軽井沢町を訪れ、関東ブロック協議会総会に出席。日本を代表する避暑地だけあって、行き交う人々もセレブ感が漂う。総会においては、祝辞の中で日調連の取組内容をお伝えし、また懇親会の挨拶において、関東ブロックから選任されている日調連役員の担当部署をお一人ずつ紹介させていただいた。

10日 ミャンマー共同法制研究にかかる訪問対応

大阪に所在する法務省総合研究所国際協力部から法務教官が日調連を訪ねて来られ、8月23日に予定されている、ミャンマー司法制度支援説明会の事前打合せを会長室で行う。8月23日は総勢20名ほどの皆さんがミャンマーから日調連を訪れ、表示に関する登記制度や土地家屋調査士業務とその意義、日本の測量技術等々を視察・意見交換を希望していただいている。ついては、ミャンマーの法体系や土地制度の概要をお聞きし、当日の資料準備等の参考にすべく、担当部署に指示。

12日 法務省民事局長の異動に伴う挨拶の対応

7月7日付けで異動になられた、小川前民事局長と後任の小野瀬民事局長がご挨拶にみえられ、加賀谷副会長とともに会長室で対応させていただく。小川前民事局長には、法定相続情報証明制度導入や骨太の方針対応など多くの場面で大変お世話になったことに感謝申し上げた。また、小野瀬新局長は、民事第二課長時代にも面識があり、同世代だということも相まって、時間を忘れて歓談。

14日 伊能忠敬研究会名誉代表渡辺一郎氏と大星石川会顧問来会挨拶の対応

十数年前に日調連も参画した、伊能ウオーク以来のお付き合いをさせていただいている、伊能忠敬研究会・渡辺名誉代表が訪問され、会長室にて大星石川会顧

問とともに対応させていただいた。渡辺名誉代表の伊能忠敬に対する熱い夢は、いまだ衰えることを知らずという感じで、次々と新しい企画を提案される。今回は、来年4月に計画している「伊能測量協力者顕彰大会」の案内と協力要請のために来館されたとのこと。伊能忠敬没後200年記念事業だそうである。

15日 地籍問題研究会第19回定例研究会

今回で19回目を数える「地籍問題研究会」は、横浜

市立大学金沢八景キャンパス YCU スクエアにおいて、齊藤広子先生が幹事となられ「人口減少社会と境界・土地問題」をテーマに開催された。空き家問題、空き地問題に積極的に関わる神奈川会に協力いただいていることもあって、神奈川会の会員さんも数多く参加されていた。また、私たち土地家屋調査士が、表題登記において、そのほとんどに関与している区分建物に関しても「マンションと境界・土地問題」と題して報告がなされたところである。

会 務 日 誌

6月16日～7月15日

6月

18日、19日

第2回常任理事会

＜協議事項＞

- 1 第74回定時総会の対応について

20日、21日

第74回定時総会

第1号議案 (イ)平成28年度一般会計収入支出決算報告承認の件

(ロ)平成28年度特別会計収入支出決算報告承認の件

第2号議案 役員等選任の件

第3号議案 平成29年度事業計画(案)審議の件

第4号議案 (イ)平成29年度一般会計収入支出予算(案)審議の件

(ロ)平成29年度特別会計収入支出予算(案)審議の件

29日

第4回正副会長会議

＜協議事項＞

- 1 会長の職務代理について
- 2 専務理事、常務理事及び常任理事の選任について
- 3 副会長及び理事の会務分掌について
- 4 制度対策本部員及び各種委員会委員等の選任について
- 5 顧問・相談役・参与の委嘱について
- 6 第2回理事会の運営等について
- 7 第13回土地家屋調査士特別研修第2回教材作成委員会の出席者について
- 8 他団体等が主催する会議等の委員としての出席者について
- 9 ミャンマー共同法制研究に係る訪問等の対応について
- 10 地籍問題研究会への対応について

- 11 共有私道の保存・管理等に関する事例研究会(仮称)の構成員の推薦依頼への対応について

7月

5日、6日

第2回理事会

＜審議事項＞

- 1 会長の職務代理について
- 2 専務理事、常務理事及び常任理事の選任について
- 3 副会長及び理事の会務分掌について
- 4 制度対策本部員及び各種委員会委員等の選任について
- 5 顧問・相談役・参与の委嘱について
- 6 専務理事の役員手当について

＜協議事項＞

- 1 平成29年度の事業執行計画について

5日、6日

第2回理事会業務監査及び監査方針の検討

13日、14日

第1回社会事業部

＜協議事項＞

- 1 平成29年度社会事業部の事業執行計画等について
- 2 各種委員会・PT等委員について

14日

第1回研究所会議

＜協議事項＞

- 1 平成29年度の研究所事業及び研究方針について
- 2 研究員選任候補者等について
- 3 全体会議について
- 4 研究所会議の開催及び運営方法について

第11回つくば国際 ウォーキング大会 参加報告

茨城土地家屋調査士会 坂本 親信

6月3日～4日の2日間にわたって「つくば国際ウォーキング大会」が開催されました。開催地の筑波研究学園都市は東京から北東に約60 kmの距離にあり、北に名峰筑波山、東に国内第二の霞ヶ浦を控えた茨城県南部に位置する都市です。市内には筑波大学やJAXAなど300にも及ぶ研究機関・企業が立地する、我が国最大の研究開発拠点です。土地家屋調査士にもなじみの深い国土地理院もここにあり、最先端の科学の街でありながら自然に囲まれ、ウォーキングには最適な街だと思えます。

今回、茨城土地家屋調査士会から両日に協力スタッフが参加しました。1日目は茨城土地家屋調査士会の菊池清次会長、土浦支部の岡田健太郎支部長、龍ヶ崎支部の寺内良征支部長、下妻支部の張替守支部長を中心に横倉忍、柳田直樹、野口聖剛、今瀬秀幸の各会員と私。2日目は齋藤修副会長、田中伸幸、菊池剛、石川直樹、高橋正典、木村昭人、和田昭、今瀬秀幸の各会員です。

1日目に会場に着いた私たちは、まず土地家屋調査士のPRのため、茨城土地家屋調査士会オリジナルの帽子、ベストを着用しま

した。テント前に土地家屋調査士オリジナルのぼりを設置することも忘れません。オリジナル帽子やベストを着用していると『土地家屋調査士ってどういう仕事しているの?』『土地家屋調査士なの?、ちょっと〇〇について聞きたいのだけど?』と声をかけられたりします。土地家屋調査士業務と全く関係のないことを聞かれることの方が多のですが、そこは日常的なことなので常に丁寧に対応しました。こういったイベントでオリジナル帽子やベストを着用することは土地家屋調査士を認識してもらう有効な方法の一つと思えます。出発式では菊池清次会長の挨拶もあり、土地家屋調査士を十分PRできたと思います。

私が担当したのは、Aコース(筑波山麓とつくば道)30 kmとBコース(歴史と遺跡の道)20 kmのゴー

ルとなる筑波総合体育館でゴールした方への給水、アンケート記入のお願い、研究学園駅前公園に戻るためのバスへの誘導、その他会場整理等の仕事です。

どちらのコースも研究学園駅前公園をスタートした後は市街地を抜け、国土地理院前を通り、筑波山の麓までといった、科学の街から自然の中を通る筑波学園都市ならではの見どころ満載、歩きごたえ十分のコースです。その他にも1日目としては、Cコース(筑波宇宙センターとつくば公園通りコース)15 km、Dコース(中央公園と学園の街並みコース)8 kmが設定されていました。Cコース、Dコースは主に市街地を歩きますが、JAXA筑波宇宙センターや研究学園の街並みを堪能できるコースとなります。2日目には、Eコース(科学の街・万博記念公園)



菊池清次会長



茨城土地家屋調査士会会長挨拶

25 km、Fコース(地理院と静かな街並み) 15 km、Gコース(万博記念公園コース) 5 km、Hコース(地理院マップ読み教室コース) 4 kmが設定されており体力等に合わせ楽しめるようになっています。

Aコース、Bコースの出発式は午前8時から研究学園駅前公園で行われました。Aコース、Bコースに参加するウォーカーは年配の方から若い方まで男女約300人となります。牛久かっぱ太鼓の出陣太鼓によって元気にスタートする約300人を見送りました。その後、研究学園駅前にてCコース、Dコースに参加する方の会場への誘導を行いました。全コースのスタートを見送り、Aコース、Bコースのゴール時間に合わせて筑波総合体育館に移動しました。

私は20 kmのコースでもゴールに到達するのは途中昼食や休憩を入れて4～5時間かかると思いましたが、3時間半程度でゴールに到達するウォーカーもいました。時間に余裕をもってゴール地点に移動しましたが、移動してすぐに早めの昼食をとるように指示されました。先頭のウォーカーがゴール近くまで進んでいるとのことで、ウォーカーのゴールが始まると昼食をとっている余裕がなくなるための対応でした。先頭のウォーカーがゴールすると次々にウォーカーが到着してきます。ゴールしたウォーカーは20 km、30 km歩いたばかりなのにもかかわらずまだまだ元気な方が多く、日常の業務で歩くことが多い私たちもその健脚ぶりには驚かされました。

予想外に早いゴールだったらし

く、スタート会場に搬送するバスを待てずに路線バスで移動する方も多くいました。急遽、搬送バスの時間を早める対応をしなければならぬ程でした。バスが来ないためゴール地点は多くのウォーカーで混雑することとなりました。

当日の気温はそれ程ではなかったのですが日差しは強かったです。半袖の腕がかなり日焼けしていました。その日差しの中ゴールしたウォーカーは水分補給をしますが用意した冷却用の氷は解けるのが早く、十分に冷えた水での給水とはなかなかいきませんでした。日差しの強い中を歩いてきた方に十分冷えた物を出してあげたいと強く思いました。給水所で気が付いたのですがウォーカーの皆さんはマイカップ、マイボトルを持参して給水を受けています。関係者に聞いたのですが、これは環境保全や自然保護の考えからであり、ウォーカーとして当然のマナーとのことでした。

バス待ちの間にアンケートの記入をお願いしました。住所地を記載していただくのですが、関東近辺だけでなく日本全国から来ている参加者も多くいました。さらに、今日だけでなく明日もまた参加するという方もいました。改めて「つくば国際ウォーキング大会」の人気の高さを再認識しました。

日常的なウォーキングが健康の維



スタッフ活動状況

持につながります。土地家屋調査士は現場確認や測量で歩くことは多いと思いますが、まとめて20 km、30 km歩くことはまず無いです。全国の土地家屋調査士の皆さん一度で良いですから、国土地理院のあるこのつくば市に来て、「つくば国際ウォーキング大会」に参加してみてください。

茨城土地家屋調査士会は「つくば国際ウォーキング大会」への参加を土地家屋調査士PRと考えております。私も毎年協力スタッフとして参加しておりますが、このイベントに参加することで少しでも土地家屋調査士の認知度が上がればと期待しております。

最後になりますが、「つくば国際ウォーキング大会」に参加した関係者の皆様、本当にお疲れ様でした。



スタッフ集合写真

土地家屋調査士名簿の登録関係

登録者は次のとおりです。

平成29年 6月 1日付
東京 8004 池田 義幸 東京 8005 山田 泰行
神奈川 3070 渡邊 俊之 兵庫 2491 藤尾 誠
奈良 447 武永 章 愛知 2936 三宅 友広
広島 1885 亀山 貴司 広島 1886 木坂 俊則
広島 1887 清水 大輔 山口 972 村田 淳
鹿児島 1089 上野綱一郎 沖縄 506 濱元朝一郎
香川 720 高橋 延誠 香川 721 秋山 卓道
愛媛 862 堀川 貴史
平成29年 6月12日付
神奈川 3071 齋藤 友子 千葉 2184 瀧 雄一郎
広島 1888 高橋 秀典 福岡 2304 吉田 志信
鹿児島 1090 児島 亮介 香川 722 赤澤 将三
平成29年 6月20日付
茨城 1454 目黒 英昭 茨城 1455 加藤木一樹
栃木 935 河合 史郎 長野 2599 高野 哲浩

登録取消し者は次のとおりです。

平成28年 4月14日付 沖縄 460 糸洲 朝光
平成29年 2月10日付 埼玉 1286 青柳 求
平成29年 3月22日付 福島 472 伊藤 友彦
平成29年 5月 1日付 新潟 1635 青山 澄夫
平成29年 5月 4日付 三重 519 安田 敏弘
平成29年 5月13日付 長野 2199 竹田 元平
平成29年 6月 1日付
神奈川 2939 荒井 満 埼玉 1278 坂巻 喜作
茨城 960 飯島 浩作
平成29年 6月12日付
群馬 1035 笹川千佳子 大阪 1857 池田 大助
大阪 2112 細見 勝行 愛知 1469 永田 俊治
三重 471 坂井 哲雄 石川 405 大橋 政信
広島 1060 栗屋 貞司 岡山 489 唐津 輝男
宮城 844 後藤 浩一 福島 681 柳沢 義夫
福島 975 高橋 正道
平成29年 6月20日付
兵庫 2490 高橋 潤平 福島 1077 安倍 毅
秋田 418 佐藤 忠夫

ADR 認定土地家屋調査士登録者は次のとおりです。

平成29年 6月20日付
茨城 1454 目黒 英昭 大阪 2777 角谷 論
京都 677 目片 俊之 京都 718 衣川 元七
京都 740 吉見 康二 京都 827 南田 真一
京都 888 三田村和幸 岡山 1320 酒井 大輔
徳島 506 山岡 修

第32回定時総会開催

平成29年6月6日(火)午後1時30分から「ホテルメトロポリタンエドモント」(東京都千代田区飯田橋)において、全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会(以下「全公連」という。)の第32回定時総会が開催されました。総会構成員61名のうち60名の出席のもと、来賓及び多くのオブザーバーの出席を得て開催されました。

開会前に先立ち全国の物故社員に対する黙祷を捧げ、榊原典夫副会長による開会の辞に続き、倉富雄志会長からの挨拶がありました。挨拶の中で、明日の講演内容でもある不動産登記法第14条第1項に規定する建物所在図のモデル作業について、協会の自主事業を通じて地域密着を図る取組の必要性、また、昨年度総会における福井コンピュータ株式会社、アイサンテクノロジー株式会社との締結に引き続き、本年度は株式会社ニコン・トリンブルと全公連(各協会)と災害協定を締結された旨の報告がありました。

司会者の指名により、議長に石川協会の寺崎竜理事長、副議長に三重協会の門脇康博理事長が指名され、議事の審議に入りました。

議事の内容は以下のとおりです。

- 第1号議案 平成28年度事業経過報告承認の件
- 第2号議案 平成28年度一般会計収入支出決算報告承認の件
- 第3号議案 平成29年度事業計画(案)審議の件
- 第4号議案 平成29年度一般会計収入支出予算(案)審議の件

第5号議案 役員選任の件

慎重審議の下、上記第1号議案から第4号議案まで承認可決されました。

第5号議案の役員選任の件について、越智眞琴役員選考委員長(神奈川協会理事長)から、役員選任規則第4条第1項第1号に規定する会長、同2号に規定する理事、同3号に規定する監事について説明があり、本年は候補者が定数どおりのため、当選者となる旨議場に報告され、理事については、ブロック選出理事8名、新会長推薦理事2名について議場に諮り、承認されました。

副会長は緊急理事会の互選により選任され、倉富前会長は相談役に就任いただくことになりました。新役員は下記のとおりです。

会長	榊原 典夫	(岐阜協会)
副会長	望月 繁和	(静岡協会)
副会長	岩渕 正知	(宮城協会)
副会長	堀 次夫	(兵庫協会)
理事	伊藤 彰	(静岡協会)
理事	熊谷 直樹	(滋賀協会)
理事	安藤 勘二	(愛知協会)
理事	伊藤 宏幸	(広島協会)
理事	吉村 秀一	(熊本協会)
理事	瘡師 敏幸	(釧路協会)
理事	岩村 昌司	(愛媛協会)
監事	土屋 洋二	(宮崎協会)
監事	田中 忍	(山形協会)
相談役	倉富 雄志	(愛媛協会)

議事に引き続き、法務省民事局民事第二課長坂本



榊原新会長



倉富会長(相談役)



法務省坂本民事第二課長



国土省野原地籍整備課長



総会ご来賓

三郎様、同局民事第二課司法書士土地家屋調査士係長生部雅敏様、国土交通省土地・建設産業局地籍整備課長野原弘彦様、日本土地家屋調査士会連合会会長林千年様、全国公共嘱託登記司法書士協会協議会会長山田猛司様、全国土地家屋調査士政治連盟会長横山一夫様を来賓にお迎えをし、祝辞を頂きました。

祝辞に引き続き、業務処理に必要な土木測量系CADソフトウェア等を無償貸与していただく協定を、昨年度の総会において福井コンピュータ株式会社様、アイサンテクノロジー株式会社様と締結しておりますが、本年度はGNSSソフトウェアの無償貸与、GNSS技術講習会の開催、GNSS機材の運用を盛り込んだ協定を株式会社ニコン・トリンプル様と締結をしました。

公益社団法人である協会においては、本協定を活用し、復旧・復興関係事業等に速やかに対応することで、それぞれ得意な分野における支援により、一日も早い復興・復旧を目的とした協定の調印式を行いました。



協定書交換式

最後に高橋素介副会長により閉会の辞がなされ総会は終了しました。

総会後の懇親会には、塩崎恭久衆議院議員、漆原良夫衆議院議員、小宮山泰子衆議院議員他、関係諸団体の方々がご出席くださり、盛会裡に終了しました。

翌6月7日(水)には「不動産登記法第14条第一項に規定する建物所在図のモデル作業について」の題目により、実際にモデル作業に携わった愛媛協会理事青田宏之氏を迎え研修会が開催されました。



青田講師

この事業は災害からの復興・復旧、空家対策、未相続問題に対応し、我々土地家屋調査士が社会貢献できる事業と考えるとともに、土地家屋調査士業務と制度の充実に関わるものと考えますので、是非とも研究していただければと思います。

(副会長 望月繁和)

会議経過及び会議予定

6月16～17日	中部ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会総会
6月20～21日	日調連第74回定時総会並びに懇親会
7月3～4日	第4回理事会
7月7日	全国公共嘱託登記司法書士協会協議会第31回定時総会
7月11日	農林水産省平成29年度自作農財産事務担当職員中央研修講演
7月14日	北海道ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会総会
7月24日	三者(日調連・全調政連・全公連)打合会
7月24～25日	第3回正副会長会議
10月16日	第2回監査会
10月16～17日	第5回理事会
11月13～14日	第2回研修会

お知らせ

土地家屋調査士2018年オリジナルカレンダー

正保城絵図



調査士会名 (ネーム入れ例) 個人事務所名

- 送料 = 梱包1箱あたりの料金×梱包箱数
- ・梱包1箱あたり1本～50本まで入ります。
- ・離島は別途。・消費税含む。

「土地家屋調査士オリジナルカレンダー」は好評につき今年で18回目を迎えました。ご購入を希望される方は、下記の内容をお含みいただき、別途送付予定の「お申込みのご案内」裏面の「注文書」か下欄に必要事項をご記入の上、FAXにて下記広告代理店までお申込みください。

価 格	シンボルマークのみ	調査士会名入り	調査士会名+個人事務所名入り
販売ロット	1本 486円	1本 648円	1本 648円
申込締切	1本から	50本以上	50本以上
納品予定	2017年8月31日(木)		
仕 様	2017年11月上旬		
	H530mm×W380mm・13枚綴り・紙製ヘッダー		

お 申 込 み
締 切 り

2017年
8月31日(木)

お 申 込 みに あ た っ て

- 上記の注文書に必要事項をご記入の上、FAXにてお申込みください。
ただし注文書が無い場合は、下記に記入の上お申込みいただくことも可能です。
A) 「境界紛争ゼロ宣言!!」シンボルマークのみ入り
B) 調査士会名入り
C) 調査士会名+個人事務所名入り
ただしB)、C) タイプについては、50本以上から申し受けます。
- ネーム入りの文字色はスミ(黒)、書体は統一とさせていただきます。左記の(ネーム入れ例)参照ください。
- 商品の発送料については誠に恐れ入りますが申込者のご負担となります。
- 商品は2017年10月下旬～11月上旬頃お届けできる予定です。その際に、商品代金および送料を配達員にお支払いください(代金引換えお届け)。
- 送料は料金改定などにより変更する場合がございます。

梱包1箱あたりの料金		
右記以外の国内	青森、岩手、秋田、宮城、福島、山形	北海道、沖縄
1,080円	1,296円	2,160円

ご注文は

FAX:06-6346-0352

大毎広告株式会社 TEL 06-6456-3437 〒530-0001 大阪市北区梅田3-4-5 カレンダー担当/小中賢彦・松本佐奈恵

FAX注文書 必要事項を下欄に記入の上、FAXでお送りください。

FAX:06-6346-0352

■ご注文本数

A) シンボルマークのみ 1本 486円 本	B) 調査士会名入り(50本以上) 1本 648円 本	C) 調査士会名+個人事務所名入り(50本以上) 1本 648円 本
---------------------------	--------------------------------	---------------------------------------

※税込

ネーム入れ原稿

前年通り

新ネーム

■ネーム

2017年のカレンダーと同じネーム入れをご希望の方は○で囲んでください。
その場合は、総額から2,100円の割引となります。

新しくネーム入れをご希望の方は
下欄にご記入ください。

肩書 (20字以内)	
事務所名 (15字以内)	TEL () -
住所 〒	FAX () -
E-mail	調査士会名

■以上のとおり申込みます。

月 日

お名前(または事務所名)

印

ご連絡先

TEL () -

FAX () -

カレンダーお届け先 〒

お届け先がネーム住所と
同じ場合は○で囲んでください。

ネーム住所と同じ

※いただいた個人情報は土地家屋調査士オリジナルカレンダー作業にのみ使用させていただきます。
また、本注文書からの申込をもって、個人情報の弊社取扱いにご同意いただいたものとさせていただきます。

節税効果に着目

和歌山会 仲谷 雅弘

私は開業して7年目になります。入会当初より土地家屋調査士国民年金基金の存在は知っていましたが、国民年金の他にいくつか生命保険などにも加入していたため「掛金の負担が大変だなあ」と思い、特に関心も持たずに過ごしておりました。

3年ほど前から単位会の委員会委員や理事など仰せつかり、国民年金基金に加入している方と話す機会が何度ありました。私からすれば、将来の心配などいるのかなと思うような複数の先輩方から聞いた「国民年金だけでは心もとないから、コツコツ基金を掛けておくんだ。」という言葉には重みがあり、自分も国民年金基金について調べておきたいなと考えるようになりました。

昨年「加入年齢35歳を境にして将来受け取れる年金額に差が出てくる」との通知が送られてきたのを機に、資料を請求し加入を検討することにしました。

国民年金基金の掛金は、その全額が社会保険料控除の対象になる点は非常に重要かと思います。実は加入にあたり他の年金型保険も検討しましたが、掛金の全額が控除対象になる制度が意外と少ない事に気がきました。土地家屋調査士の私が加入するには、国民年金基金がベターと考え加入することにしました。

恥ずかしながら、私の事務所は業務受託にムラがあり、順調に右肩上がりという訳ではありません。確定申告もオンライン申請で使用するセコムの証明書を用いて自分でやっています。それでも年度を跨ぐような大きめの業務では、後になってまとまった入金があるので、年度により売上にもバラツキが出てきます。入金が多かった年は、税金が見かけより高額になってしまっていていました。

加入申込書に同封されたパンフレットによれば、課税所得金額が約400万円で年間の掛金合計が30万円の場合、所得税・住民税が合わせて約9万円軽減されると書いてあります。

私は「終身A型」+「確定I型×2口」のプランにしていますが、所得の見通しに合わせて年間最大81万6千円まで掛金を増減できますので、業務の受託状況を睨みながらしっかり節税できる効果は無視できません。私も昨年度の申告では税金が安くなりましたので、「実質的に掛金が安くなったのと同じだから、もっと早く加入しておけば良かった」と思いました。

私のような、独身で一人事務所という会員は全国にどれくらいいらっしゃるのでしょうか。「今は、まだ将来への備えなど考えるのが面倒くさい」と思っていないですか。

一度資料に目を通していただくと分かりますが、土地家屋調査士国民年金基金は月額2万円程度から掛けることがで

き、収入に余裕が出てくれば掛金を増やすこともできます。積立型の制度なので、「掛け捨て」になってしまわないようなフォローもあります。

私にとって、土地家屋調査士は自分なりに強い興味と志を抱いて就いた職ですので、出来れば“細くとも長く”活躍したいと思います。高価な機材や自動車等を購入して減価償却をするような節税に比べれば地味かもしれませんが、掛金による節税効果は毎年続きますので、私と同じようにお考えの方にとっては無駄のない資産運用方法だと思います。

年度末になると、その年に支払った掛金の総額が記載された「社会保険料控除証明書」が届き、確定申告の際必ず目を通します。「将来のために〇万円はセーブしないといけない」という気持ちが芽生えてきます。毎年決まった額を積立していくやり方は、私のような金銭的にルーズな性格の人間にとって一つのペースメーカーになると感じています。

もし「国民年金基金に興味を涌いた。」という方は、自分の周りに加入者がいないか探してみてください。事務局も相談すれば丁寧に対応してくれますが、既に参加している方も、あなたと同じように悩んで加入を決めたに違いありません。

それに、あなたが加入する際に土地家屋調査士の資格を持つ人からの紹介ということになれば、事務局からその紹介者の方へ2万円の加入勧奨協力費が支払われるという制度もありますよ。私も加入後、先輩方に「なんで加入する時に教えてくれなかったの、僕も2万円もらえたのに！」と言われました…。





国民年金基金の大きなメリットの1つは、
「掛金の**全額**が社会保険料控除になる」ことです。

社会保険料控除の申請に使える国民年金基金の掛金は、**12月までにお支払い済み**の金額ですが、掛金は2ヶ月遅れて引き落としになるため、12月に引き落とされる掛金は10月分のものです。

そのため、今度の確定申告で社会保険料控除の申請をご利用の場合、**10月13日までに加入のお申し込み**が必要となります。

10月分
掛金

12月
支払い

毎年12月近くになると、控除ご利用の目的でご加入のご相談をいただきますが、

年末のご加入では間に合いません！

社会保険料控除をお考えなら、
今すぐ！ ご連絡ください。

新加入&増口
キャンペーン
やってるよ



9月がお誕生月のみなさま

翌月になると掛金が上がってしまいます。

9月15日までがご加入・増口のチャンス！

土地家屋調査士国民年金基金

フリーダイヤル

0120-145-040

(平日 9:00~17:00)

土地家屋調査士新人研修開催公告

平成 29 年度土地家屋調査士新人研修を下記のとおり開催いたします。

関東ブロック協議会

— 記 —

開催日時	平成29年9月22日(金)午後0時20分	開始
	平成29年9月23日(土)	終日
	平成29年9月24日(日)午後3時	終了(予定)
開催場所	千葉県千葉市美浜区ひび野1-1	
	「幕張国際研修センター レセプションホール 渚」	
	電話 043-304-5851	
受講対象者	受講対象会員へは、各土地家屋調査士会から通知済みです。	

編集後記

「歩みだけが重要である。

歩みこそ、持続するものであって、目的地ではないからである。」

～アントワヌ・ド・サン＝テグジュペリ～

6月号よりお届けしてまいりました、オンライン申請をテーマとした「事務所運営に必要な知識」は、本号で最終回となりました。第1部「今さら聞けないオンライン申請の話」、第2部「オンライン申請ステップアップ」、第3部「完全オンライン申請を目指して」は、現在書面申請の方のみならず、オンライン申請中の方にとっても役立つ情報が掲載されています。完全オンライン申請は、目前に迫ってきています。資格者代理人として、来るべきその時に向け、少しずつでもご準備いただけますと幸いです。

今月の会報「土地家屋調査士」No.727から、編集長を仰せつかることとなりました山口賢一と申します。上杉和子前編集長から襷(たすき)を受け継ぐこ

とになり、60有余年にわたる土地家屋調査士の歴史を今一度考えますと、不安もありますが一意専心しこの責を果たしていく所存です。

岡田新会長が、総会の会長就任挨拶の際におっしゃられた言葉がございます。「私たち新執行部は、土地家屋調査士制度発展のために休むことなく走り続けます。少しでも休憩しようとする者がいれば、バケツで水をかけてやってください。また走り始めることでしょう。」新広報部も、受け継いだ襷に刻み込まれた土地家屋調査士の「歴史」を伝え、皆様とともに「現在」を歩み、「未来」を創造できる会報を目指し、走り続けていきたいと考えております。

フランスを代表する作家であり、パイロットのサン＝テグジュペリ。彼の代表作「星の王子さま」を眺めながら、初めての編集後記とさせていただきます。これから2年間、どうぞよろしくお願いいたします。

広報部次長 山口賢一(長崎会)

土地家屋調査士

毎月1回15日発行

定価 1部 100円

1年分 1,200円

送料(1年分) 1,008円

(土地家屋調査士会の会員については毎期の会費中より徴収)

発行者 会長 岡田 潤一郎

発行所 日本土地家屋調査士会連合会[®]

〒101-0061 東京都千代田区三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士会館

電話：03-3292-0050 FAX：03-3292-0059

URL：http://www.chosashi.or.jp E-mail：rengokai@chosashi.or.jp

印刷所 十一房印刷工業株式会社